

きいつけまっし

～安全で快適な大学生活のために～

令和6（2024）年度版

きいつけ まっし

生きる！

伸びる！

輝く！

あなたのために

きいつけまっし

「金沢の方言とは？」と言えば、多くの人がこの「…しまっし」(…しなさい)という言い方を真っ先に思いつくでしょう。

市内の多くの看板や交通標識にもこの「～しまっし」という言い方が頻繁に使われる程、金沢では日常的に使う方言といえましょう。

(金沢市webサイトから)

この「きいつけまっし」は、これから皆さんが直面するかもしれない色々な出来事や事態に対して、上記金沢方言の「気をつけてくださいね」という意味合いと、「Key(あるいはKeyとなる知識や心構え)をつけてくださいね」という意味合いとを併せ持っていて、少しでも役に立てればの思いでつけたタイトルです。

お気に入りに登録して、卒業・修了まで役立ててください。

目 次

1. 心と身体の健康・悩み事

- (1) 金沢大学の学生相談支援体制 4
- (2) 困ったら相談しよう！ 4
 - 〈アドバイス教員〉 4
 - 〈学類等相談窓口・相談室〉(各学類等教員による学生相談) 6
 - 〈保健管理センター学生相談室〉 10
 - 〈なんでも相談室ーよるまっしー〉 14
 - 〈障がい学生支援室〉 14
 - 〈留学生に関する相談〉 15
 - 〈留学に関する相談〉 17
 - 〈留学生のチューター希望者の相談〉 17
 - 〈ハラスメント相談窓口〉 17
 - 〈LGBTQ+相談窓口〉 21
 - 〈その他の情報〉 21
- (3) 心身の健康は保健管理センターへ 22
 - 〈学外の相談機関〉 31

2. ルールを守ろう

- (1) 守ろう！大学のルール
 - 授業・試験・課外活動・施設利用など 32
- (2) 守ろう！社会のルール
 - 個人情報管理・薬物乱用・薬物依存など 40
- (3) 守ろう！飲酒のルール 46
- (4) 守ろう！喫煙のルール 48

3. 交通事故をなくそう

- (1) こんなに事故が起きている 50
- (2) 事故を起こさない・事故に遭わないために 53
- (3) 万一事故を起こしたら 56
- (4) 積雪時の心がけ 57

4. 犯罪の被害者にならないために

- (1) 住居で盗難などの被害に遭わないために 60
- (2) カルト・反社会的団体の勧誘に注意 62
- (3) その他の犯罪の被害を防ぐために 62
- (4) パソコンや電話を使った犯罪に気をつけよう 66
- (5) 悪質商法の被害に遭わないために 67
- (6) クーリング・オフ制度とは 68
- (7) ブラックバイトに気をつけよう 71

5. 学生生活に役立つ保険

○本学が加入を義務づけている保険

学生教育研究災害傷害保険(学研災)及び

学研災付帯賠償責任保険(付帯賠償) 74

○本学が加入を推奨している保険

学研災付帯学生生活総合保険(付帯学総) 75

○法律で義務づけられている年金・保険

国民年金 75

自動車損害賠償責任保険(自賠責保険) 76

自転車損害賠償保険 76

○学生生活を安心して送るための共済・保険

(1) 自動車任意保険 76

(2) 学生総合共済 77

(3) 学生賠償責任保険 77

(4) 生協の学生生活110番 77

(5) ボランティア保険 78

6. 奨学金・修学支援新制度

奨学金・修学支援新制度 79

7. 性の多様性への理解 82

8. ジョブ・カード 83

9. その他

○学生アルバイト職種制限基準(金沢大学生生活協同組合) 84

○AED・ストレッチャー設置マップ(角間キャンパス/宝町・鶴間キャンパス)等

○バリアフリートイレ設置場所一覧

1. 心と身体の健康・悩み事

(1) 金沢大学の学生相談支援体制

金沢大学では、学生本人が最も相談しやすい窓口で相談すれば、必要に応じて支援組織と各部局等が連携して支援にあたるKUGSサポートネットワークを構築しています。



KUGSサポートネットワークは、すべての学生が、いかなる差異、いかなる困難にもかかわらず、できる限り等しい条件の下で教育の果実と与ることができるよう、包括的な学生支援を行うことを目的とし、学修支援、キャリア形成支援、ヘルスケア支援、障がい学生支援、性的マイノリティ支援等各種学生支援を行っています。

相談窓口としては、アドバイス教員、所属している各学類等を担当する学生課の窓口、保健管理センター学生相談室、総合教育講義棟のなんでも相談室「よるまっし」、ハラスメント相談窓口、LGBTQ+相談窓口、キャリア支援室や障がい学生支援室等があります。

「悩みごとや困りごとを相談したいけれど、どう相談してよいかわからない」、「該当するところには相談しにくい」という場合も、一人きりで抱えることなく、まずは話しやすい教職員や窓口等に相談してみましょう。

(2) 困ったら相談しよう！

〈アドバイス教員〉

★あなたには、一人ひとりにアドバイス教員がついています。学類等や学年によって、どの教員がアドバイス教員になるかは違います。割り振りされている、クラス担任が兼ねている、研究室の教員や指導教員が兼ねているところなどがあります。自分のアドバイス教員が誰なのかを必ず確認しておいてください。

★アドバイス教員の役割は、あなたが学生生活をスムーズに送る応援をすることです。学業面や生活面のわからないことを聞いたり、相談したりしてください。適切な情報を教えてくれたり、よい相談先を紹介してくれたり、アドバイスをしてくれます。

★アドバイス教員とうまくいかないなあ…，意思の疎通ができないなあ…，
など悩んでいる場合は，所属学類等の学生課に相談してください。きっと
提案をしてくれますよ。

先輩のつぶやきコラム①

学類によって担任の教員がいたりいなかったり…。でも一人ひとりに必ずついてくれるアド
バイス教員がいます。悩みがあれば，気軽に相談してみてね。

★各学類等のアドバイス教員は次のように準備しています。

- ・ 融合学域(全学類)：1年次から各学生にアドバイス教員を配置し，2年次以降も指導教員漸次増員制を敷いています。
- ・ 人文学類：1年次は入学後，アドバイス教員の氏名，連絡方法などを通知します。2年次以降は，選択したプログラムの教員がアドバイス教員です。
- ・ 法 学 類：1年次から各学生にアドバイス教員を配置しています。演習配属後は演習担当教員がアドバイス教員です。
- ・ 経済学類：1年次から各学生にアドバイス教員を配置しています。演習配属後(2年次第4クォーター以降)は，演習担当教員がアドバイス教員です。
- ・ 学校教育学類：1年次から所属するユニット(学生集団)の担当教員がアドバイス教員です。
- ・ 地域創造学類：1年次から各学生にアドバイス教員を配置しています。学年が進んで指導教員が決定すれば指導教員がアドバイス教員です。
- ・ 国際学類：1年次は，「アカデミックスキル」の担当教員，2年次は割り当てられた学生研究室の担当教員がアドバイス教員です。3年次以降は，主専攻プログラムの教員がアドバイス教員です。
- ・ 理工学域(全学類)：1年次から各学生にアドバイス教員を配置しています。
- ・ 医 学 類：1年次から各学生にチューター教員を配置しています。
- ・ 薬 学 類：1年次から各学生にアドバイス教員を配置しています。研究室配属後は研究室主任が選任した面談教員もアドバイスします。

- ・ 医薬科学類：1年次から各学生にアドバイス教員を配置しています。2年次以降は配属コースに合わせたアドバイス教員となり、3年次研究室配属後は研究室主任が選任した面談教員もアドバイスします。
 - ・ 保健学類：各学年のクラス担任がアドバイス教員です。
 - ・ 総合教育部：各クラスの担任教員がアドバイス教員です。
- ※大学院学生にも指導教員以外に一人ひとりに面談教員がついています。詳細は、所属の大学院係等に確認してください。

〈学類等相談窓口・相談室〉(各学類等教員による学生相談)

各学類等の学生課に学生相談窓口があります。学業や学生生活上の相談、修学や進路に関する相談は特に力になれるでしょう。また、どんなところへ相談したら良いかも教えてくれます。

■総合教育棟「なんでも相談室—よるまっし—」

P14を確認してください。

■各学域・学類等

○融合学域

★全学類

学生生活をスムーズに送る支援をする役割で、学生1人1人にアドバイス教員がついています。勉学、進路、就職、健康問題、その他のことで困ったことや悩み事があれば、所属学類のアドバイス教員に何でも気軽に相談してください。相談内容の秘密は保持します。

また、融合学域では、「融合系学生相談窓口」専用ダイヤルを設けています。ひとりで悩んだりせずに、まずは相談してください。

★融合系学生相談窓口

専用ダイヤル 076-208-4313(平日8:30から17:00)

専用相談メールアドレス yugo-soudan@adm.kanazawa-u.ac.jp

○人間社会学域

★人文学類

1年次のアドバイス教員は、人文学類の全専任教員が分担してつとめ

ます。また、アカデミックスキル、プレゼン・ディベート論の担当教員や、学生生活委員に相談しても結構です。2年次には選択したプログラムの教員が分担してアドバイス教員をつとめ、3年次以降は選択プログラムのなかで、主に学んでいく履修モデルを担当する教員がアドバイス教員です。各教員が開設している「オフィスアワー」も活用してください（シラバスに曜日・時間や受付方法などを記載しています）。

★法学類

1年次のときからすべての学生を対象とするアドバイス教員制度、誰でも、いつでも相談することができる学生相談室制度、あらかじめ決められた時間に希望する教員に相談できるオフィスアワー制度等があります。詳細については法学類ハンドブックを参照してください。

★経済学類

学生の勉学、科目履修、カリキュラムに対する相談や、生活上のさまざまなことに対して、アドバイス教員が日常的に相談に応じます。また、講義内容については、各教員が設けている「オフィスアワー」も活用できます。

★学校教育学類

学生の様々な相談にのることができるようにハラスメント相談員や複数名のユニット担当教員(アドバイス教員)を配置しています。修学に関することや学生生活、ハラスメントの悩みなど遠慮なく相談に来てください。また、各教員はオフィスアワーを設けています。

★地域創造学類

学生のさまざまな相談にのることができるようにアドバイス教員を配置しています。学生生活をスムーズに送れるよう学修計画や海外留学、進路、生活面などわからないことを聞いてください。また、各教員はオフィスアワーを設けています。

★国際学類

学生のさまざまな相談にのることができるようにアドバイス教員を配置しています。学生生活をスムーズに送れるよう学修計画や海外留学、進路、生活面などわからないことを聞いてください。また、各教員はオフィスアワーを設けています。

★学生相談室(人間社会系)

人間社会系の学生相談室を設けています。人間社会学域の学生の、成

績・単位，進級・卒業，人間関係，進学・就職，課外活動などの悩みは以下の連絡先に気軽に相談してください。内容によって，保健管理センターの公認心理師が相談に応じます。

相談日時：下記の専用ダイヤル又は専用相談メールアドレスで相談
希望日時を連絡してください。

場 所：人間社会3号館6階1607室

専用ダイヤル 076-264-5400(平日8:30から17:00)

* 人間社会系事務部学生課に転送されます。

専用相談メールアドレス n-soudan@adm.kanazawa-u.ac.jp

* 件名を「相談予約希望」とし，メール本文に氏名，所属，可能な範囲で相談の概要を書いてください。秘密は厳守します。

学生相談室には，休業期間中を除く毎週水曜日12:15から16:00(要予約)に保健管理センターの公認心理師が待機していますが，これ以外の日時に公認心理師への相談を希望する場合は，以下に連絡してください(コロナ禍で閉室している場合があります。)

電話 076-264-5255(保健管理センター，平日8:30から17:00)

メールアドレス hokekan@kenroku.kanazawa-u.ac.jp

○理工学域

★全学類

学生生活をスムーズに送る応援をする役割として，学生一人ひとりにアドバイス教員がついています。勉学，進路，健康問題，その他のことで困ったことや悩みごとがあれば，所属学類のアドバイス教員に何でも気軽に相談してください。相談の内容について秘密が保持されるように配慮しています。

また，理工系学生相談窓口を設けています。理工学域の学生の，成績・単位，進級・卒業，人間関係，進学・就職，課外活動などの悩みは以下の連絡先に気軽に相談してください。どんな些細なことでもかまいません。内容によって，保健管理センターの公認心理師が相談に応じます。

★理工系学生相談窓口

専用ダイヤル 076-234-6800(平日8:30から17:00)

専用相談メールアドレス soudan@se.kanazawa-u.ac.jp

*メールの場合、こちらからの返信が届かない場合があるので、できれば氏名か電話番号を書いてください。秘密は厳守します。

○医薬保健学域

医薬保健学域では各種相談の方法をアドバイスする専用ダイヤルがあります。

専用ダイヤル 080-8695-1301(平日8:30から17:00)

★医学類

医学類では、チューター教員、学生支援委員に相談できます。学生支援委員会委員長にも気軽に相談してください。

★薬学類

学生一人ひとりについているアドバイス教員に、勉強以外の悩みごとでも何でも気軽に相談してください。定期相談の時以外でも随時連絡をとって相談することができます。

★医薬科学類

学生一人ひとりについているアドバイス教員に、勉強以外の悩みごとでも何でも気軽に相談してください。定期相談の時以外でも随時連絡をとって相談することができます。

★保健学類

随時クラス担任及び学生相談員が相談に応じています。また、1号館の相談室(1122号室)で以下のとおり学生支援相談室を開いています。気軽に相談してください。(コロナ禍で閉室している場合があります。)

火曜日/11:00から15:00/専任カウンセラー(保健管理センター)

*保健学類以外の学生も利用できます。

○国際基幹教育院

★総合教育部

担任教員が各クラスを担当し、学修(習)上や生活上の相談にあたります。また、アカデミック・アドバイザーが、進路選択や履修計画の支援を行います。進路に悩む時にはアカデミック・アドバイザーから各学類の情報や説明を受けることができます。必要に応じて、希望する学類の教員からアドバイスを受けることも可能です。

〈保健管理センター学生相談室〉

●保健管理センター学生相談室とは？

学生生活において直面する様々な悩みや問題について、公認心理師が専門的な立場から秘密厳守で相談にのります。大学での心理相談サービスを学生相談といいます。人との関係や自分の性格といった精神的な悩み、学業や進路に関する悩み、不眠や食欲不振などの身体的な悩みなど、困ったことがあったら、予約を取って相談に来てください。

学生相談の主体はあくまで相談者本人にあります。公認心理師は相談者の困っていることや希望を聞き、問題を整理することによって、相談者が自分なりの解決法を得やすいように支援します。その他にも、相談者の希望に応じて、専門的な情報を伝える、関係者の間に入って環境を調整する、適切な人物や機関の紹介をするなど、様々なことを行います。

相談室に行くことに抵抗があり、Webサイトで回答を探したり、SNSで相談したりする人も増えていますが、個別の悩みや問題の解決策は簡単に見つかるものではありません。友達や家族に相談しても悩みや問題が継続する場合は、学生相談を利用してみてください。友達や家族が困っているという場合も、利用できます。**必要なときに人に頼れるような柔軟性も獲得していきましょう。**

●保健管理センター学生相談室の場所は？

学生相談室は、保健管理センター本部(本部棟1階)と南分室(自然科学本館G2階)にあります。その他、保健学類の学生相談室にも火曜日11:00から15:00、人間社会系の学生相談室(人社3号館6階1607室)にも水曜日12:15から16:00に専任カウンセラーが待機しています。休業期間等で不在のこともあるので、できるだけ予約してください。

●カウンセリング(学生相談)の申し込み先は？

多くの学生がカウンセリングを利用しています。相談したいと思ったら、まずは電話かメールで以下の連絡先に連絡して予約をとってください。オンラインでの遠隔相談も行っています。

直接、保健管理センターに来てもよいのですが、当日相談できないこともあります。ただし、緊急性の高い場合はすぐに保健管理センターに来てください。

電 話 076-264-5255(本部), 076-234-6803(南分室)

受付時間 月～金曜日 8:30から17:00; 休業期間中も可

Eメール hokekan@kenroku.kanazawa-u.ac.jp

●カウンセラーは？

専任カウンセラー	足立由美(公認心理師)
〃	馬場絢子(公認心理師)
非常勤カウンセラー	佐野隆子(公認心理師)
〃	柴田英登(公認心理師)
〃	長尾裕子(公認心理師)
〃	田中龍児(公認心理師)
〃	中村美知恵(公認心理師)
〃	藤解舞(公認心理師)

先輩のつぶやきコラム②

保健管理センターでは、学域・学類関係なくカウンセリングを受けられます。優しいカウンセラーの方々が相談にのってくれます。困ったら気軽に足を運んでみてください!!
学生は無料でカウンセリングを受けられます。遠慮せずに、この特権を使ってみませんか。

●学生クルー

学生クルーは、文科省選定の学生支援GP(Good Practice)事業「心と体の育成による成長支援プログラム」から生まれた「学生の心と体の健康を支援するために活動する学生ボランティア」です。学類、学年を超えた学生が保健管理センターの活動の一部(食育など)を手伝いながら学内で活動します。友達が増え、コミュニケーション能力がつきます。いつでも始めることができ、参加できるときに参加すればよいので、何かやってみたいという人は一緒に活動しましょう。

●学生クルーになるには？

平日の8：30から17：00に保健管理センターへ問い合わせてください。

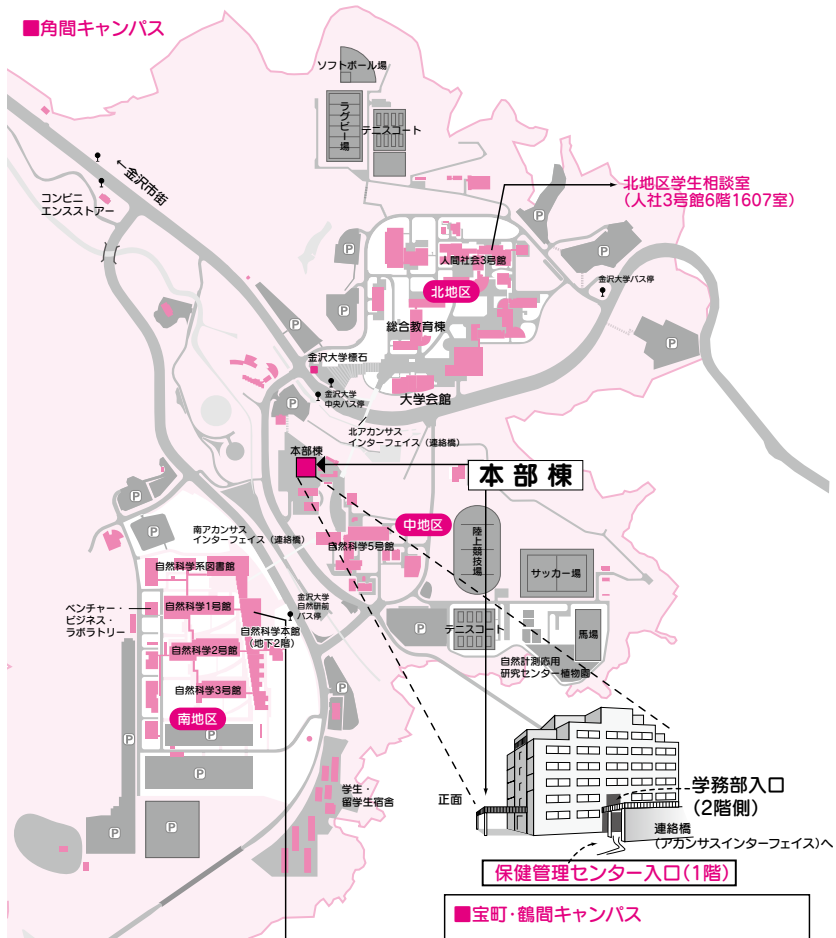
電 話 076-264-5255(本部), 076-234-6803(南分室)

Eメール sgp8739310@ml.kanazawa-u.ac.jp

学生クルーのつぶやきコラム

学生クルーの活動は多岐にわたり、他学類や他学年、留学生など色々な人と出会えます。1・2回のミーティングでは積極的に意見を出し合い、活動を決めています。都合の良い時に参加できるので、気になる方は大学会館のポスターやアカンサスポータルの通知をチェック！保健管理センターのX(旧Twitter)には学生クルーの活動の投稿も載っています。ぜひご覧ください。(@ku_wellness)

保健管理センター学生相談室の場所



〈なんでも相談室—よるまっし—〉

- 場所は総合教育講義棟2階奥の基幹教育学務係向かいにあります。相談担当者名を記した開室日程表を月ごとに相談室前に掲示します。電話、メールで予約を受け付け、相談日時を調整することも可能です。
- “よるまっし”というのは、金沢の方言で「寄っていきなさい」「寄ってみませんか」という意味です。分からないことや困ったことがあれば、気軽に立ち寄ってください！教員または学生相談員が相談にのり、必要に応じて他の先生や窓口を紹介することもあります。当然のことながら相談内容について秘密は厳守します。
- 毎年度4月には時間割をどうしよう、どの授業をとろうかなど、履修に関する質問を中心に受け付けています。

電 話 076-264-5930

開室日時 Webサイトの日程表を参照してください

メールアドレス nandemo@adm.kanazawa-u.ac.jp

Webサイト 本学トップ→教育・学生支援・学生生活→なんでも相談室

<https://www.kanazawa-u.ac.jp/faculty/kiko/kiko/Nandemo/soudan.htm>

学生相談員のつぶやきコラム

相談、お喋りなんでもどうぞ！気軽に寄って行ってね！

〈障がい学生支援室〉

「障がい学生支援室」は角間キャンパスの本部棟1階と2階にあり、障がいのある学生の修学や生活に関する様々な相談に応じています。

相談の申込みは下記までご連絡ください。相談日時を調整します。

(連絡先)

障がい学生支援室(学務部学生支援課)

電 話 076-264-5168

Eメール siensitsu@adm.kanazawa-u.ac.jp

●バリアフリースイールの設置

本学では、主な建物に1か所、障がいのある人等のためだけでなく、バリアフリースイールを設置しています。折りたたみ式の着替え台を設置している箇所もあるので、必要に応じて活用してください(各地区の設置一覧はP88・89を参照)。

●学生サポート

大学生活を送るうえで様々なサポートが必要な学生がいます。授業におけるノートテイクもその一つです。ノートテイクは周りの学生のサポートが無ければ実現できません。ノートテイクに興味がある方は、是非、学生支援課の窓口に来てください。待っています!!

〈留学生に関する相談〉

- 留学生本人、留学生を受入れた研究室の学域学生、大学院学生、教職員等から寄せられる、留学生に関する勉学・経済面・生活面などの多様な問題は、以下の窓口で対応しています。留学期間は限られていますので、少しでも早く相談に来て、問題解決を図りましょう。なお、プライバシー保護は言うまでもありません。

★対応窓口 セン ラージ・ラキ sen-ri@staff.kanazawa-u.ac.jp
人間社会学域・人間社会環境研究科・法学研究科
留学生支援担当 n-radvisor@adm.kanazawa-u.ac.jp
理工学域・自然科学研究科
岸田由美 kishida@se.kanazawa-u.ac.jp
医薬保健学総合研究科(医学専攻及び医科学専攻)
尾崎紀之 nozaki@med.kanazawa-u.ac.jp
先進予防医学研究科
平安恒幸 hirayasu@med.kanazawa-u.ac.jp

- 法律に関する問題については、石川県国際交流協会が実施する「外国人のための無料相談」も利用できます。

公益財団法人 石川県国際交流協会

<https://www.ifie.or.jp/index.php>

〒920-0853 金沢市本町1-5-3 リファール3階

TEL : 076-262-5932 FAX : 076-222-5932

Email : kikaku3@ifie.or.jp

- 在学中は以下の法的な手続き又は学内での手続きが必要です。手続きを忘れることによって、罰金や日本に在留できなくなる可能性もありますので、気を付けてください。

- ・住所変更(引越し)をする場合→市役所及び出入国在留管理局への報告
- ・在留期間の終了が近づいてきた場合→出入国在留管理局での在留期間更

新又は在留資格変更手続き

- ・ 帰国又は一時帰国をする場合→市役所に海外転居届の提出(帰国する場合)、指導教員への相談及び所属の学生担当係への届出
- ・ 在留資格の変更が必要な場合→出入国在留管理局での在留資格変更手続き及び所属の学生担当係への届出
- ・ 就職・起業する場合→出入国在留管理局での在留資格変更手続き
- ・ 休学・卒業・転学・退学する場合→帰国する場合は帰国の手続き、帰国しない場合は入国在留管理局での在留資格変更手続き(転学の場合は出入国在留管理局へ届出)
- ・ アルバイトをする場合(留学生は1週28時間以内(長期休業期間中は1日8時間以内)のアルバイトをすることが可能です。ただし、風俗営業等の店舗で働くことは認められていません。)→出入国在留管理局での資格外活動許可取得手続き

名古屋出入国在留管理局金沢出張所

出入国在留管理庁Webサイト

<https://www.moj.go.jp/isa/index.html>

〒920-0024 金沢市西念3丁目4-1(駅西合同庁舎)

TEL : 076-222-2450 FAX : 076-233-8387

必要な手続きの詳細は「金沢大学外国人留学生支援サイト」に記載しています。その他留学生が日本で生活する上で必要なことも記載していますので、確認してください。

金沢大学外国人留学生支援サイト

<https://intl-support.w3.kanazawa-u.ac.jp>

〈留学に関する相談〉

- 留学についての各種相談は、国際部留学企画課留学推進係(本部棟3階)や所属の学生留学関係担当窓口が受け付けています。派遣留学(本学の交流協定校への長期留学)や短期海外研修(海外体験実習・語学研修・海外インターンシップ・専門実習等)、留学に関する奨学金などについて、知りたいことがあったら訪ねてきてください。また、留学に関する説明会も随時開催していますので、興味がある学生は是非参加してください。

アカンサスポータルトップ「教育：留学」

<https://sgu.adm.kanazawa-u.ac.jp/international/>

X(旧Twitter)アカウント 金沢大学留学推進室 @studyabroadKU

- 海外留学担当教員がいます。また、留学相談教員がいる学類もあります。担当の教員が、海外留学を希望する学生に対し、適切なアドバイスを行います。

毎年度6月下旬開催の「金沢大学留学フェア・派遣留学説明会」や2月頃に行う「派遣留学報告会」は派遣留学経験者の声を直接聞く良い機会ですので、参加しましょう。

★対応窓口 留学推進係 studyabroad@adm.kanazawa-u.ac.jp

〈留学生のチューター希望者の相談〉

- 留学や世界の文化に関心を持つ学生には、留学生のチューターとして活動することを勧めます。Webサイトにチューター活動に関する情報を掲載していますので、参考にしてください。

先輩のつぶやきコラム③

学内で留学生と仲良くなれる絶好のチャンス!!英語力もUPするかも!
生活開始時に必要な手続きは小難しく、日本語ネイティブでも厄介です。留学生生活を円滑に始められるよう、サポートしてみませんか。

〈ハラスメント相談窓口〉

★ハラスメント相談窓口

本学では、ハラスメント相談の窓口として、ハラスメント相談員を全学に配置しています。所属学類等に関係なく、どの相談員に相談しても構いません。あなたが相談しやすい相談員へ相談してください。学外での実習やインターンシップでのハラスメント相談も受けています。

最新のハラスメント相談員名簿は、本学Webサイトに掲載しています。

本学トップ→検索「総合相談室」

<https://consult.w3.kanazawa-u.ac.jp/>

- ・ハラスメントで困ったら、一人で悩まずに、すぐに「ハラスメント相談員」に相談しましょう！
- ・ハラスメントを目撃した、友人が困っていたら、相談することをすすめましょう！
- ・ハラスメントがどうかわからなくても、また些細なことでも気軽に相談しましょう。
- ・ハラスメント相談員は、あなたのプライバシーを堅く守りながら、ご相談にのります。安心して相談してください。
- ・相談することが、状況の改善の第一歩になります。

ハラスメント相談に関する問い合わせ先

総合相談室 電話 076-264-6160, 6154

メールアドレス consult@adm.kanazawa-u.ac.jp

★セクシュアル・ハラスメント

「相手を不快にさせる性的な言動」をセクシュアル・ハラスメント(セクハラ)といいます。「性的な関心、欲求に基づく言動」だけでなく、「性別・性的指向・性自認により差別しようとする意識等に基づく言動」もセクハラです。大学でもセクハラの問題は起きています。被害者は女性が多いですが、男性の場合もあります。

●セクハラのお訴えにくさ

被害者と加害者の権力構造(教員と学生、先輩と後輩等)が被害者側からの声をあげにくくしています。断ったら指導してもらえないとか、単位を認定してもらえないとかの利害関係が心配されるからです。また関係が気まづくなることを恐れる、自意識過剰なのだろうか、自分の方に落度があったのではないかと考えるなど、いろいろな思いで被害者が苦しむことがあります。

●何がセクハラか

セクハラは人間軽視のあらわれであり、人権問題・教育問題です。相手を尊重する気持ちがあれば生じない問題です。セクハラ行為には直接的性的行動だけでなく、本人の意向を無視した身体接触、食事や外出の強要、

性的なからかいなども含まれます。男女差別(ジェンダーハラスメント)やLGBTQ+であることを中傷するような言動(ソジハラスメント)、それらを本人の了解なく他人に暴露すること(アウティング)もハラスメントです。女の(男の)くせに…という言い方などにも気をつけなくてははいけません。

●意識しないセクハラ

セクハラをしていながら、自分では気がついていない場合があります。相手が「いや」と言わなかったから嫌がっているとは思わなかったとか(嫌と言にくいのがセクハラという問題なのです)、これくらいのことは習慣上許されるという考え方が、意識しないセクハラの原因となっているようです。

●被害にあったら・目撃したら

被害にあったときは自分を責める必要はありません。一人で悩まないで信頼できる人に相談してください。記録を「具体的に」付けておくことなども大事です。

あなたが目撃者になったときは、加害者に注意する、必要なら証人になる(証人になることで不利益な取り扱いを受けることも禁止されています)、また相談されたら、精神的に支える、場合によっては相談窓口や保健管理センター、その他の学生相談窓口に行くように勧めるなど、被害者を支援してください。

★アカデミック・ハラスメント

研究教育の場における権力を利用した嫌がらせのことです。具体的には、研究テーマを与えない、あるいは、研究テーマを強制するといった研究活動に関する嫌がらせ、暴言を吐く、中傷・嘲笑する、指導を行わない、あるいは、単位認定などに関して不公平・不公正な対応をとるといった研究・教育指導活動に関する嫌がらせなどがあります。

★いじめや学生間のパワー・ハラスメント

大学生でもいじめが生じて不思議ではありません。現に、本学でも学生間のいじめやいじめの行為に関する相談が寄せられています。さまざまな局面で仲間はずれにされたり、無視されたり、中傷メールを流されたり、誹謗・中傷をSNS等へ書き込まれるなど、いろいろなケースがあります。また、課外活動、研究室、アルバイト、その他の生活において、人間関係に悩んでいる

学生もいます。適切な範囲を超えた継続的な圧力はパワー・ハラスメントに当たります。互いに敬意を持って、良好な人間関係を築いていく必要があります。

★アルコール・ハラスメント

一気飲みや20歳未満の者の飲酒は論外ですが、コンパや飲み会の席で、お酒を飲むように強要したり、お酒を飲めないことを批判したりする嫌がらせのことです。

★就活終われ・ハラスメント

(※就職に関するハラスメント相談は、学務部キャリア支援室でも受け付けています)

就職活動において起きているハラスメントで、就活終われハラスメント(オワハラ)とも呼ばれています。これは、企業等が学生に対して、就職活動を終わらせることを強要するというものです。企業等側が採用したいと思った学生に対して、現時点で就職活動を終わらせるならば内定を出すなどといった形で行われます。希望の企業等から内定があり、先に内定した企業等を辞退する場合に、例えば承諾書や誓約書等を提出していた場合などは、それを理由にして就職を迫る場合があります。自分の意思と現状を説明し、希望の企業等に就職しましょう。

また、企業訪問等の際に、本学卒業・修了者を訪ねて業務内容を聞くことは良いことですが、必要以上に食事や酒宴等に参加を強要される場合もあります。自分の意思をしっかりと伝え、希望しない場合は断りましょう。

先輩のつぶやきコラム④

実際に被害を受けた、もしくは目撃したら、すぐに相談窓口へ！大丈夫、相談員はあなたの味方です。

〈LGBTQ+相談窓口〉

本学では、LGBTQ+の当事者や周りの人たちが抱えるさまざまな悩みごと、性自認や性的指向等に関する相談窓口を設置しています。当事者の周りの方からの相談も受け付けます。LGBTQ+の研修を受けた守秘義務のある担当者が対応しますので、安心して相談してください。

■LGBTQ+相談窓口

<https://ipdi.w3.kanazawa-u.ac.jp/global/soudan>

〈その他の情報〉

なお、次のことについては、『金沢大学学生便覧』に記載があるので必ず熟読してください。

諸証明・諸手続、授業日程、授業科目の履修、卒業・修了後の進路、授業料・学生保険、奨学制度、健康管理と病気・学生相談、ハラスメントの相談、留学、表彰・懲戒、課外活動、課外活動等で利用できる場所、福利厚生等の諸施設、キャンパス交通ルール、学生留学生宿舎・住居紹介、施設案内、キャンパス所在地略図、角間・宝町・鶴間キャンパス配置図、角間キャンパス交通規制図

また、次のことについては、各学類等を出している便覧や案内に記載があるので必ず熟読してください（*は学類等によっては記載がありません）。

学類等規程、履修細則、履修の注意、学籍番号や名列番号、休学・退学・復学、通学・駐車、事故報告、住所などの変更、掲示、教員名簿*、建物配置図*、教員室位置図*

(3) 心身の健康は保健管理センターへ

保健管理センターと私



定期健康診断を受けよう

健康診断証明書が欲しいな
(証明書自動発行機対象)

ケガした・風邪かな・気分が悪いな

自動血圧計・自動視力計・体組成計
自由に使えます

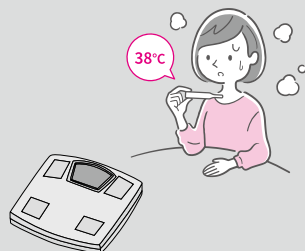
課外活動・ゼミの合宿に救急カバンを持って行こう

やせ・ダイエット/
何に注意すればいいかな

困っている・悩んでいる

どこの病院へ行けばいいのかな
近くに眼科医はないかな
海外渡航の前の予防接種の相談

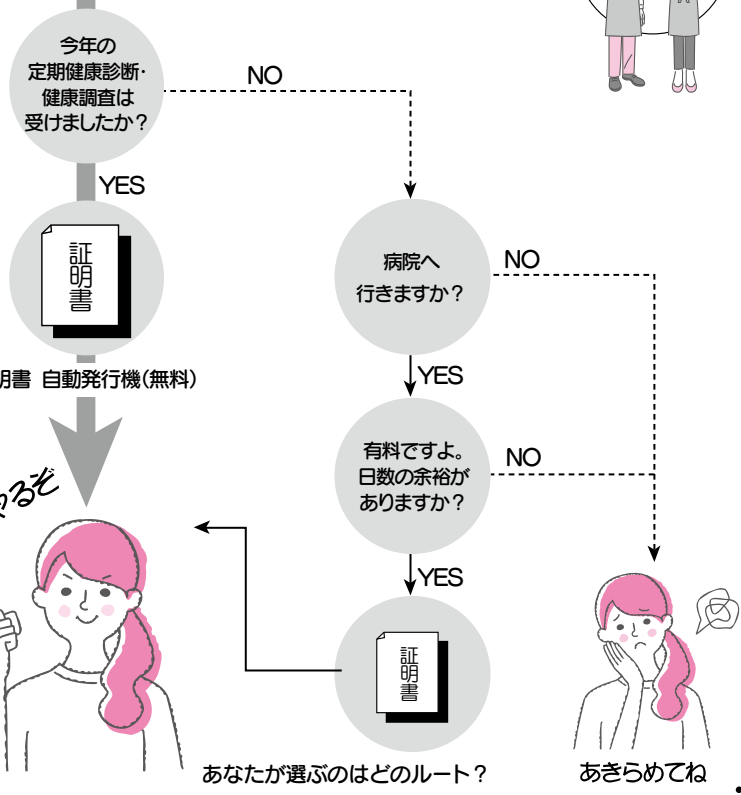
保健管理センター



くわしくはWebサイトをご覧ください。
本学トップ→検索「学生相談室(保健管理センター)」
アドレス : <https://hsc.w3.kanazawa-u.ac.jp/>



いろいろな場面で健康診断証明書が必要になることがあります。



注) ・海外留学する人は予防接種終了までに数か月を要することがあるので注意しましょう。
・証明書が自動発行されない場合には、保健管理センターへ相談に来てください。

●保健管理センターとは？

入学後に本学で受けた定期健康診断だけでなく、風邪や体調不良またはケガなどの応急手当、心身の相談、測定機器などが利用できるところが保健管理センターです。保健管理センターには、医師、公認心理師、保健師、看護師、事務職員がいて、みなさんの心と身体の健康を見守っています。

先輩のつぶやきコラム⑤

一人暮らしで疎かになりがちなのが健康管理。柔軟に対応してくれるので、うまく利用しましょう。

〈定期健康診断を毎年受けよう〉

- 定期健康診断は年に一回実施します。全員受けてください。配慮を希望する方は、事前に連絡してください。日程、その他詳細は掲示とWebサイト掲載により行いますので見逃さないでください。
受診するときは、自動入力システム導入のため、学生証が必要です。
- 自分の健康診断結果は、アカンサスポータルにログインすれば経年データを在学中に限り見ることができます。健康管理に役立ててください。

先輩のつぶやきコラム⑥

指定日での受診が都合の悪い場合は、他の日に振替えが可能です。インターンシップ、就活や課外活動の大会など、随所で健康診断証明書の提出が必要になるので、必ず受診しましょう。

〈健康診断証明書〉

- 定期健康診断を全項目受け、再検査指示がなかった場合には、受診後約14日目以降から受診年度末まで、健康診断証明書の自動発行を受けることができます。ただし、学類入学者は7月からの発行とします。



- 再検査の必要があった場合でも、決められた日程で再検査を受けることで自動発行を受けられる場合があるので、自分の健康を守るためにも速やかに再検査を受けてください。
また、定期健康診断を受診したにもかかわらず自動発行を受けられない場合は、保健管理センターに問い合わせてください。
- 学外派遣、就職活動、大学院進学、教育実習・臨床実習(介護等体験を含む)の履修、留学、課外活動での大会出場、奨学金申請などで、健康診断証明書の提出が求められます。定期健康診断は必ず受けてください。
- 健康診断証明書の発行は受診年度末までであることを見据え、計画的に(証明書自動発行機はメンテナンスのために停止する場合もあるので、期日に余裕をもって)発行しておきましょう。

〈感染症に関して〉

1. 「感染症になってしまったら？」

インフルエンザ・新型コロナウイルス感染症等になってしまったら必ずすぐに授業担当教員及び各学類担当の学務係に連絡しましょう。また、不明なことは、学務係に確認し、その指示に従いましょう。

2. 「感染症にならないためには？」

(1)予防接種法で定める必要なワクチンを受けておくことが必要です。

(2)インフルエンザの予防接種は、毎年受けましょう。

*学内でも予防接種の機会を提供します(費用は自己負担です)。

(3)感染症の予防には、外出後のうがいや水道の流水、石鹸での手洗いの励行と、「咳エチケット」を守りましょう。

*咳エチケットとは、咳やくしゃみなどの症状がある時は、きちんとマスクをする、人にむかってせず、とっさに出そうな時は、顔をそらして、ティッシュなどで口と鼻をおおうなど、周りの人にうつさないよう配慮することです。

先輩のつぶやきコラム⑦

インフルエンザ予防接種券は生協で購入! 一般の医療機関よりも安価で、接種会場は保健管理センターもしくは宝町キャンパスなので授業の合間に受けることもできます。毎年10~11月頃に案内が出るので要チェック!数に限りがあるので購入はお早めに。

先輩のつぶやきコラム⑧

一人暮らしの場合、看病してくれる人はいないのでつらいです。予防接種を受け、かかりにくくなる、あるいはかかっても症状の重症化を抑えられるようにしましょう。

3. 「大学で感染症が発症した場合は？」

- (1)集団感染が発生又はその恐れがある場合は、掲示板、Webサイト並びにアカンサスポータルで感染症情報を提供するので情報収集に努め、不用意に登学して感染拡大をおこさないようにしてください。
- (2)学外で活動する場合(インターンシップ、教育実習、介護等体験、ボランティア、課外活動等)は、必要に応じて予防接種証明書の写しを学外の活動先へ提出しましょう。なお、自分の健康診断結果は、ポータルサイトから在学中に限って閲覧できます。P94には「予防接種記録票」があるので、活用してください。

〈自分の健康保険証を手元におきましょう〉

1世帯1通の保険証の場合は、遠隔地被保険者証を発行してもらいましょう。遠隔地被保険者証の申請は、国民健康保険の場合は住所地の市区町村に、社会保険の場合は扶養者の勤務先を通じて健康保険組合に、所定の遠隔地被保険者証交付申請書を提出して行います。

1人1枚の個人カード化となっている場合は、申請は不要です。

また、マイナンバーカードを取得し、マイナポータルアプリから利用登録を行うことで、マイナンバーカードを健康保険証として利用することもできます。

先輩のつぶやきコラム⑨

「保険証があるのとないのでは、医療費の負担が大きく違ってくるよ!!
マイナンバーカードは健康保険証として利用できるから、マイナンバーカードを持っていない人は、早く自分のマイナンバーカードを取得しておこう。」

〈予防接種歴の確認〉

母子健康手帳には、予防接種歴が記載されており、発育歴等がわかる貴重な資料です。留学の際の診断書記入等必要になることがありますので、母子健康手帳のコピーの所持を勧めます。

〈熱中症に要注意！〉

熱中症とは暑熱環境下(高温・多湿・無風・直射日光下)で激しい活動を行ったときにおこる疾患の総称です。スポーツ障害の中では最も重症度が高く、最悪の場合は死に至る事もあります。本学でも過去に熱中症による死亡事故があり、多臓器不全に至った重症例もありました。危険な病状なので、救急対応について是非、知っておいてください。なお、ラグビー場の器具庫前、陸上競技場の器具庫前及び体育館2階に「屋外製氷機」を設置しているので、利用してください。

★熱中症の症状

・Ⅰ度(軽症)：めまい、立ちくらみ、筋肉痛、筋肉の硬直(こむら返り)、大量の発汗がみられます。発汗に伴う水分と塩分(ナトリウム)の喪失が原因です。以前は、熱けいれんとよばれていました。治療は、冷所に移動し、スポーツドリンク(0.2%の食塩水)を摂取させます。

・Ⅱ度(中等症)：頭痛、気分の不快、吐き気、嘔吐、倦怠感、虚脱がみられます。蒸散と伝導を目的に循環血液が表層血管に分布し、主要臓器への血流が相対的に欠乏することが原因です。以前は、熱疲労とよばれていました。治療は、医療機関で細胞外液(乳酸リンゲル、または生理食塩水)の輸液をします。

・Ⅲ度(重症)：意識障害、けいれん、手足の運動障害、高体温(40℃以上)がみられます。循環血液量の減少、高温による酸素消費・代謝増加、神経系・臓器の障害がおこっています。以前は熱射病とよばれていました。体温の上昇によって中枢神経機能に異常をきたした状態です。すぐに救急車を呼んで医療機関での専門的な治療が必要です。

★熱中症予防のポイント

・健康管理：日頃から体調の維持に気をつけ、疲労、発熱、かぜ、下痢など、体調の悪いときには無理に運動しないようにしましょう。

・運動管理：無理のないトレーニング・メニューや試合計画を立てましょう。休憩を取る時間も決めて、水分や塩分の補給に心がけましょう。

・運動環境管理：その日の天候、気温、湿度等に注意を払いましょう。夏期の晴天時、気温が異常に上昇することがあります。そのような時は、運動を控えることも大切です。

環境省熱中症予防情報サイト <https://www.wbgt.env.go.jp/>

●気温が35℃以上(暑さ指数WBGT31℃以上)の場合、運動は原則中止する。

先輩のつぶやきコラム⑩

水分補給はのどが渇く前にしよう！汗をたくさんかいている時は水よりもスポーツ飲料のほうが体に吸収されやすいからオススメ。生協売店で塩分チャージ用タブレットも買えます。

〈海外渡航の際の健康管理〉

- 学生が諸外国に渡航する機会が増えています。外国では日本にはない病気が流行していたり、気候の違いや疲労などで体力の低下を招き、思いがけない病気にかかったりすることがあります。渡航前には、必要な予防接種を数週間前に済ませてから出かけましょう。最新の情報は、厚生労働省検疫所のWebサイト(<https://www.forth.go.jp/>)から確認出来ます。保健管理センターのWebサイトでは、「海外留学 健康の手引き」をPDFで提供していますので、ご利用ください(<https://hsc.w3.kanazawa-u.ac.jp/>)。
- 外国から帰国後、発熱や下痢などの体調不良をきたした場合には登学せずに、所属の学務係に電話で連絡をして、指示を仰いでください。
- 留学(短期を含む)には多くの場合、所定の予防接種を受けた記録や抗体価の証明が病院発行の健康診断証明書で要求されています。予防接種を数種類受ける場合や限られた疾患の予防接種を行っている医療機関では数か月を要する場合があるので、留学することがわかっている人はあらかじめ準備しておくことを勧めます。

外務省海外安全Webサイト <https://www.anzen.mofa.go.jp/>

先輩のつぶやきコラム⑪

体調が万全でなければ、せっかくの海外渡航も台無しです。しっかり準備を！
渡航後に病気になってしまった場合のことも考えて、取るべき行動をあらかじめ確認しておきましょう。しっかり準備して、いってらっしゃい！健康・安全第一！

〈性感染症に気をつけて〉

● STD(性感染症)とは

性感染症は性行為を介して皮膚や粘膜から感染する病気の総称です(Sexually Transmitted Disease, STD)。性器どうしを接触させる性交渉だけでなく、オーラルセックスによっても感染する病原体による疾患です。細菌感染症として、梅毒、淋菌感染症などがあり、他にクラミジア感染症、ウイルス感染症(HIV感染症、性器ヘルペス、尖圭コンジローマ

(ヒトパピローマウイルス, HPV), ウイルス肝炎(A, B, C), サイトメガロ感染症, EBウイルス感染症など)があります。感染経路は, 主として精液・膣液を介するもの, 唾液を介するもの, 局所の外傷や皮膚粘膜間の接触などがあります。HIVやウイルス肝炎は血液を介しても感染します。これらの感染症の怖いところは, 病原体を持っていて他の人にうつす可能性があっても, その人には明らかな症状がない場合があるということです。

●STDの現状

現在STDは, 若い世代の誰がかかってもおかしくない病気です。最近, 若い女性の梅毒感染が増えています。またクラミジア感染症は男女ともにもっとも頻度の高い疾患です。1~3週間の潜伏期間の後, 男性では排尿痛や膿の混じった尿が出ます。女性では帯下(おりもの)が増加する程度で, 症状がはっきりしないことが多いため, 放置されがちですが, 相手にうつしてしまったり, 将来不妊症の原因となる卵管炎を起こしたりすることがあります。

- STDには, がんの原因となるものがあります。HPVは, 子宮頸がんの原因として知られていますが, 最近, ワクチンが利用できるようになっていきます。ヒトパピローマウイルスは, その種類が多いため, すべてのウイルスに対するワクチンはありませんが, HPVワクチンと子宮頸がん検診の併用で, 子宮頸がんは予防可能な疾患と言われるようになりました。ただし, HPVワクチンは任意接種なので, 費用は自己負担です。

*なお, 1997~2005年度生まれの女性は, 2022~2024年度の3年間は原則無料でHPVワクチンを接種できます(厚生労働省_2021年12月23日発表)。

●STDから自分とパートナーを守るために

何よりも, 予防が大切です。HIV, HPVなどのウイルスは, 一度感染すると体内から排除することは出来ません。以下のことに気をつけるようにしましょう。

- 1) 旅行先や不特定の相手と性交渉を持たない。
- 2) アルコール等を飲用して, 正常な判断の出来ない状態での性交渉をしない。
- 3) 男性は必ずコンドームを着用する。女性はコンドームを使用しない相手とは性交渉をしない。

心配な時には, 男性は泌尿器科, 女性は婦人科受診を勧めます。受診先が分からない時は, 保健管理センターに相談してください。

先輩のつぶやきコラム⑫

金沢市西念にある金沢市保健所(076-234-5116)でエイズ検査, 梅毒検査及びクラミジア検査を匿名・無料で受けることができます。
(予約制 水曜日 13:30から16:00)

〈避妊とライフプラン〉

人生の中で、人との関わり合い、特にパートナーとの関係は大切にしたいものです。その過程で、セックスも重要な要素となりますが、今は妊娠・出産を望まないのであれば、コンドームなどを使って性感染症予防と避妊をきちんとしましょう。パートナーと自分たちのライフプランについて、話し合う機会を持つことも大切です。今はパートナーがいなくても、コンドームを持っていることは、決して恥ずかしいことではありません。

今、避妊することは、将来の妊娠・出産を安全に行うことにもつながります。相談は、保健管理センター(076-264-5255)で受け付けています。

〈セクシャル・コンセント(性的同意)〉

“すべての性的な行為”において、確認されるべき同意をセクシャル・コンセント(性的同意)といいます。性的な行為においては必ず互いの同意があることを確認し、意思を尊重しましょう。同意のない性的言動は性暴力です。

セクシャル・コンセントについての知識を広めることが、性被害をなくす鍵になります。性関係に限らずあらゆる場面において、対等な関係性を築けるようになることは、自分自身を大切にすることにつながります。

〈救急カバン設置場所〉

保健管理センター(本部棟, 自然科学本館, 医学類F棟), 大学会館事務室

※ただし, 大学会館事務室には簡単な外傷処理用品のみ配置。



〈学外の相談機関〉

- ★心の相談(対人関係や性格の悩み、ストレスによる心身の不調、アルコールや薬物に関する相談、ひきこもり、トメスティック・バイオレンスの相談等)は、石川県こころの健康センター(金沢市鞍月東2丁目6番地)
 - ・相談課 電話 076-238-5750(直通)
月～金曜 8:30から17:15(祝日等除く)
 - ・こころの相談ダイヤル(電話相談専用)
電話076-237-2700(平日日中)
0570-783-780(平日17:00から翌9:00/土日・祝日0:00から24:00)また、面接を希望する場合は、相談課直通電話へかけ予約をしてください。
- ★発達障がいに関する相談(発達上の困難をお持ちの方や関わるすべての方の相談)石川県発達障害支援センター(金沢市鞍月東2丁目6番地)
 - ・支援課 電話 076-238-5557(直通)
月～金曜 8:30から17:15(祝日・年末年始等を除く)
- ★最近はいろいろな電話相談が開設されており、手軽に相談できるところが増えてきました。ボランティアの人がかかっているものもあれば、専門家や専門職員がかかっているものもあります。新聞に載っているところも多いですが、いくつかを紹介します。
 - ・警察本部「警察安全相談窓口」
電話 #9110(全国共通、携帯可)
電話 076-225-9110(24時間受付、夜間・土日祝日は当直員が対応)
 - ・性被害110番
電話 #8103(全国共通、携帯可)、0120-010-783
電話 076-225-0281 (24時間受付、夜間休日は当直警察官が対応)
 - ・パープルサポートいしかわ(いしかわ性暴力被害者支援センター)
電話 #8891(全国共通、携帯可)
電話 076-223-8955
月～金曜 8:30から17:15(祝日・年末年始を除く。ただし緊急医療など緊急を要する相談は24時間365日受付)
 - ・消費者ホットライン
局番なしの188(い・や・や)番
 - ・県消費生活支援センター(消費生活相談)
電話 076-255-2120
月～金曜 9:00から17:00 土曜 9:00から12:30(祝日・年末年始を除く)
 - ・県交通事故相談コーナー
電話 076-225-1690 月～金曜 9:00から17:00(祝日・年末年始を除く)
 - ・県女性センター・女性なんでも相談室
電話 076-231-7331
月～金曜 9:00から17:00(祝日・年末年始を除く)(受付は、16:30までに)
 - ・金沢地方務局 人権相談
電話 0570-003-110 月～金曜 8:30から17:15
 - ・金沢こころの電話
電話 076-222-7556
月～水曜 18:00から21:00、木・金曜 18:00から23:00
土曜 15:00から23:00 日曜 9:00から23:00
[祝日・振替休日 月～水曜 9:00から21:00、木～土曜 9:00から23:00]
 - ・よりそいホットライン(自殺予防・DV・性暴力・セクシュアルマイノリティ)
電話 0120-279-338 24時間対応
 - ・よりそいホットラインチャット(<https://comarigoto.jp>) チャット等による相談
 - ・生きづらびっと(<https://yoriso-chat.jp/>) LINE・チャット等による相談
 - ・moyatter(モヤッター)(<https://moyatter.jp/>)

2. ルールを守ろう

(1) 守ろう！大学のルール

大学は高校までの学校生活とは違って校則などの細かな決まりはなく、基本的には各自が社会常識を踏まえた責任ある行動をとることを前提にして運営されています。一人ひとりの良識を重視しているといってもよいでしょう。しかし、このことは全員が最低限のルールを守ることによって保証されるのです。常識を疑わざるを得ない行動やルール違反は、せっかくの大学生生活を不愉快にしまいます。



以下に、学内で見受けられるルール違反をもとに、改めて自覚を持った行動が必要な事例を挙げます。ルールを守って楽しい大学生活を送りましょう。

〈大学からの通知等〉

大学からの学生のみなさんへの連絡は、すべて掲示又はアカンサスポータルによって行います。それらを見落とししたことにより不利益が生じても救済しません。常に確認するように習慣づけてください。

なお、学内通知等は英語・日本語順の英日併記を基本とします。(件名のみ日本語・英語順)見落としが無いよう注意してください。

また、大学からの照会や調査等もアカンサスポータルから行うことがあります。期限等を確認し、必ず対応してください。

〈授業〉

授業開始前に学生証で出席管理を行います(身分証アプリも試行中)。

不正利用した場合は、単位認定しないことがありますので、留意してください。

授業中の私語、スマートフォン・携帯電話の使用はやめましょう。着信音を鳴らすことは論外ですが、マナーモードでも迷惑なので電源を切ってください。授業の妨げになり、他の学生にとっても迷惑です。許可を得ず授業中に撮影・録画・録音する行為も禁止します。授業の妨害は懲戒の対象です。また、自分が出したゴミ、特に飲み物や食べ物の包装材や容器などは、教室に置き去りにせず、きちんとゴミ箱に入れましょう。教室の使用後は、講義

室を最後に退出する人が窓閉め・空調オフ・消灯してください。

〈試験〉

試験におけるカンニングだけではなく、レポートの複写やコピー、他人の著作物(論文や出版物に加え、Webサイトの掲載内容や作品等を含む)の盗用、実験や調査結果データの捏造・偽造、他人が書いたレポート・著作物を自分のものとして提出することや他人に答案を見せたりすること、リモートでの指示違反等も不正行為です。このような行為は、懲戒処分の対象とし、当該学期の履修登録科目をすべて無効とする等、厳重な処罰を科します。

先輩のつぶやきコラム⑬

単位が取れないと卒業できなくなる可能性も！試験は真面目に、緊張感をもって！

〈生成AI (ChatGPT, BingAI, Bard等各種AI)の利用〉

本学の各種授業において学生に課せられた課題レポートや学位論文については、授業や研究室での議論に基づき、学生自ら調査し、自ら考えて作成することが前提です。これまでも本学では他人の著作物の盗用あるいは剽窃(コピー&ペースト)、捏造を禁止しており不正行為として懲戒処分の対象としておりますが、生成AIを利用するだけで、課題レポートや学位論文等を自ら考察しないで作成することは同様に不正行為となり得ます。生成AIの利用について個別の授業で教員からの指示がある場合には、それに従ってください。

〈課外活動〉

有意義な学生生活を送るためには、授業に打ち込むだけでなく、課外活動に参加することも大切です。正課教育での学びに加え、将来、社会を担っていくための豊かな社会性、人間性を培ってください。

本学には、全学公認課外活動団体(構成員は全学域対象)や学域学類公認課外活動団体があります。

- 全学公認課外活動団体紹介Webサイト：

本学トップ→検索「課外活動」

<https://www.kanazawa-u.ac.jp/students/extracurricular>

〈施設利用〉

大学に備えている機器・ケーブル・図書・備品等(トイレット・ペーパー等を含む)はすべて大学の資産です。それらを無断で持ち出したり使ったりする行為は「窃盗」「横領」という犯罪です。落書きや施設の破損・汚損なども「器物損壊」という犯罪行為となり得ます。また、通路や階段に座り込むことは通行の妨げにもなります。

体育館やサッカー場などの運動施設は、授業時間中及び課外活動中を除き、使用することができます。使用にあたっては、次の事項を守ってください。

- 2週間前までに学務部学生支援課学生相談係へ所定の申請書を提出してください。電話での予約は受け付けません。
 - ※空いても勝手に使用することはできません。本学学生からは使用料を徴収しないので、必ず、申請書を提出した上で使用許可を得てから使用してください。
- 次の場合は、使用してはいけません。
 - ・ 授業及び課外活動等で使用している場合
 - ・ 大学休業日や入試等の特別な行事がある場合
- 施設使用後は、使用した道具を元に戻し、窓閉め・空調オフ・消灯をしなければなりません。また、体育館使用後はモップ掛けを行い、サッカー場等の屋外施設については、グラウンドレーキなどで地ならしを行ってください。
- 施設利用申請書提出及び施設利用に関する相談窓口
学務部学生支援課学生相談係(電話076-264-5166)

〈貴重品の管理徹底〉

キャンパス内で、財布を盗まれる等の被害が出ています。貴重品は必ず身に付けてください。体育の授業時間中は貴重品ロッカーを利用してください。また、ノートパソコンは、パソコン保管用ロッカー(総合教育棟：総合教育講義棟B10示範教室、C10示範教室及びD10講義室前、自然科学棟：学生課事務室近く)を利用してください。

先輩のつぶやきコラム⑭

大学は学生だけでなく、不特定多数の方がいらっしゃる場所なので面倒でも貴重品は必ず身に付けるように！

〈インターネット・Web接続・SNS〉

ネットワークを利用するには社会人としての自覚を持ち、法律や、ネットワーク上で要求されるルールを守らなければいけません。次の事項をよく読んで、安全で快適なキャンパスライフを過ごしてください。

1. 利用条件

利用するには、正規の利用者ID、パスワードを登録してください。勝手にネットワークへ情報機器を接続して、利用することはできません。

2. 利用権限

利用者ID、パスワードは、発行された本人だけが利用できます。他人に貸したり、譲ったりすることはできません。

3. 利用範囲

学生による学内のネットワーク利用は、金沢大学での学習上必要な場合に限りです。商用や営利目的(アルバイトを含む)等に使用してはいけません。

4. 利用責任

発行された利用者ID、パスワードは個人が責任をもって管理しなければなりません。盗まれたりすることによって起こる全ての責任は、発行を受けた個人にあります。

5. 無許可使用の禁止

使用を許されていないネットワーク上のいかなるコンピュータ、情報も使用してはいけません。著作権、特許権等の知的財産権に触れる利用も禁止します。

6. ネットワーク運用妨害、伝染性ソフトウェアの持込禁止

設備・機能を破壊したり、麻痺させたり、コンピュータウイルス等を持ち込んだりしないよう注意深く利用しなければいけません。

7. 情報交換時の注意義務

人と人との情報交換スタイルは世代、職業等により異なります。ネットワーク上での文字によるやり取りは、極めて誤解を生みやすいものであることを十分理解した上で利用しなければいけません。

8. 行動倫理遵守義務

公開の場(ネットニュース、掲示板、チャット、ソーシャルメディア等)での発言には本学構成員であることを自覚し、節度と品位を保たなければなりません。公序良俗に反する利用も許されません。他人の個人情報やプライバシーの開示、機密漏えい、誹謗中傷・ヘイトスピーチ等の行為は厳

重に禁止します。

9. 自己責任の自覚

個人の情報を開示する際、それが悪用されるかもしれないことを十分認識し、自らのプライバシーにも注意しなければなりません。

また、ネットワークやソフトウェアの不正利用等に起因する高額の損害賠償請求が本学及び学生にあり、学生にも自己責任を課した例が起きています。

10. 違法行為の禁止

実社会での違法行為はネットワークの社会でも違法です。これらに類した使用はしてはいけません。

先輩のつぶやきコラム⑮

SNSには自分の発言に責任を持って投稿しよう！気づかないうちに被害者、加害者にならないようにね！

〈自動車通学〉

エコキャンパスの実現のためにバス等公共交通機関を積極的に利用しましょう。交通事故抑止、駐車場の収容台数が少ないこと、CO₂排出削減などの理由で、原則として自動車通学は認めていません。ただし、障がいの有無・学年・居住地等を考慮し、やむを得ない場合に限って自動車通学を認めることがあります。

手続きに関する問い合わせは、基幹教育学務係で行っています。2年次後期以降は各学類の学務係で行っています(自己又は家族所有車両で任意保険加入が必要)。

なお、自動車通学が認められた場合には駐車許可証を交付しますが、指定された駐車場以外、県道、学内環状道路、バス停留場及びその出入口付近、駐車場進入道路、アカデミックゾーン等での駐車は禁止しています。違反者はナンバー等を記録し、1週間ボールをつけ車を動かせなくします。

また、構内における暴走行為及び悪質な駐車違反は、教育研究環境を破壊するものであり、懲戒処分の対象とします。

先輩のつぶやきコラム⑯

雨天や冬季はバスが混みややすいので、早め早めの行動を！
自動車を運転する場合、冬季は特に路面の凍結、視界の悪さに気をつけて！

〈駐車場内の駐車方法〉

駐車禁止場所はもちろんのこと、通路への駐車や迷惑駐車をしてはいけません。また身障者用駐車スペースは、特別の許可を得た車以外は駐車禁止です。

駐車ラインを守ってください。ラインが雪で見えない時でも、隣の車との間隔を必要以上に空けないでください(駐車可能台数が減り、通路等への駐車やそれによる事故の危険を誘発します)。積雪時等に駐車場の渋滞や混雑が予想される場合は、許可者もバス等を積極的に利用してください。

〈バイク、自転車での通学・駐輪〉

交通ルールを守って通学しましょう。決められた駐輪場以外の場所へのバイク、自転車を駐輪することは禁止します。

金沢市における自転車の安全な利用の促進に関する条例により自転車は「車両」であり、自転車利用時の事故により、他人にけがをさせた場合など、相手の生命または身体の損害を補償できる保険(自転車損害賠償保険)の加入が義務化されています。自身が保険に加入しているか必ず確認しましょう。

近年、自転車による加害・被害事故が急増しています。交通法規の順守はもちろん、走行時は「ヘルメットを着用」し、駐輪時は「2種類の施錠(2ロック)」を励行してください。

〈電動キックボード〉

令和5年7月1日から改正道路交通法の一部施行により、一定の基準を満たす電動キックボード等は、原動機付自転車の一類型である「特定小型原動機付自転車」に分類され、運転免許不要等の新しい交通ルールが適用されました。

金沢大学では、自転車と同様、全てのキックボードは歩行者専用エリア(アカデミックゾーン)を走行禁止です。注意しましょう。

〈キャンパス内の環境〉

学生全員が責任ある行動をとって快適なキャンパス環境を守りましょう。スケートボード等は、施設を破損するだけでなく騒音により教育研究環境を破壊するので、夜間や休日を含めてこれを禁止します。

〈宗教や思想の布教活動の禁止〉

信教や思想は本人の自由ですが、教育・研究の場である本学キャンパス内での布教活動は禁止します。布教活動と認められる行為があった場合は、ただちに本学キャンパスから退出させます。

〈営利目的の物品販売など〉

教育・研究の場である本学キャンパス内で、許可なく、営利目的の物品販売、斡旋、紹介、勧誘行為やこれらに関する広報活動を禁止します。

〈思想団体などの集会など〉

教育・研究の場である本学キャンパス内で、許可なく、特定の思想団体等の主張を展開したり、集会を行ったりすることやビラなどの関係物品を配ったり、署名・募金を求めたりすることを禁止します。

〈懲戒処分の概要〉

試験等における不正行為、交通法規に違反する行為、薬物犯罪、ストーカー犯罪、わいせつ行為、コンピュータ又はネットワークの不正使用、知的財産を喪失させる行為、犯罪行為、本学敷地内での暴走行為又は悪質な駐車違反、個人情報の漏洩、論文作成等における捏造、改ざん又は盗用、本学の教育研究活動等を妨害する行為、本学の名誉及び信用を失墜させる行為などを行った場合、一定の制裁を科します。懲戒は、退学、停学及び訓告です。懲戒処分を受けた場合は、学籍上の処分の他、奨学金の廃止・停止、授業料免除の取消等の処分を科します。

〈災害に対する備え〉

本学では大規模災害時への対応として「金沢大学緊急時連絡システム(C-SIREN^{シーサイレン})」を使って、災害時等の安否確認を行っています。アカンサスポータル上で携帯のメールアドレス等をC-SIREN用に必ず設定してください

い。災害及び訓練時等に安否確認のメールを受信した場合は、必ず返信してください。

一人暮らしの場合は大地震などの災害に備えて、次のような対策をしておきましょう。(1)家具や冷蔵庫・TVの転倒防止策、(2)水や非常用食料の備蓄、(3)懐中電灯・非常時持ち出し袋などの準備、(4)家族との緊急時の連絡・対応の相談、(5)自宅近くの避難所の確認、など。

〈不審者や危険な生物などを見かけたら〉

キャンパス内で不審な言動をとる人物に遭遇したり、クマやスズメバチの巣など危険な生物等を目撃したりしたら、刺激しないよう静かにその場を離れて、最寄りの事務室に知らせてください。寄せられた情報が、多くの学生・教職員の安全につながります。

(2) 守ろう！社会のルール

大学生活には、大学の中だけではなく、地域での生活も含まれています。地域では、市民の一人として、地域の構成員として、責任ある行動が求められています。法律を犯せば犯罪者として処罰されるだけではなく、場合によっては大学からも懲戒処分を科します。また、住民としての常識を欠いた行動は、地域での生活の妨げになることはいうまでもありません。以下の事項は、誰でも当然のこととして理解している内容ですが、実際に学生の中で起こっていることなので、自覚を促す意味であえて挙げておきます。



くらしに役立つ情報「政府広報オンライン」(<https://www.gov-online.go.jp/>)も参考になります。

〈マイナンバーカードの取得〉

マイナンバーとは、日本に住民票を有するすべての方(外国人の方も含む)が持つ12桁の番号で、原則として漏洩等不正に用いられるおそれが認められる場合を除き、生涯同じ番号です。

マイナンバーは、社会保障、税、災害対策の3分野で、複数の機関に存在する個人の情報が同一人の情報であることを確認するために活用され、法律

に規定があるものを除きマイナンバーを含む個人情報を収集したり、保管したりすることは禁止されています。マイナンバーの提供を求められた場合は、安易に対応しないように注意してください。電話で提供を求められることはありません。

なお、本学ではマイナンバーカードの取得を前提とした身分証スマホアプリの開発を推進し、学内外で利用の機会も拡大しているので、カード(顔写真、ICチップ付)未取得者は本学入学を機に取得を推奨します。

〈消費生活トラブルの防止〉

大学生をターゲットとした、契約、悪質商法や訪問・通信販売、製品・サービスによる事故、虚偽の広告等、多様なトラブルが頻発しています。迷わず消費者ホットライン(全国共通番号：188番)へ相談しましょう。

〈選挙権〉

18歳以上で日本国籍を持つ人は、選挙権があります。大学生の投票率の低さが指摘されています。政治や選挙への関心、政治的教養の必要性はさらに高まっています。大学入学時に引越した場合でも、住民票を移すことや不在者投票の制度を利用することで投票できます。

〈万引き・置き引き〉

置き引きはもちろんですが、万引きも窃盗罪にあたり、10年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処されます。また、大学からも懲戒処分を行います。軽い気持ちで犯罪を犯すことのないよう自覚しておきましょう。

〈自動車の当て逃げ〉

駐車中の車にぶつけてしまった後、逃げてしまう“当て逃げ”も犯罪行為です。逃げれば〈道路交通法違反〉の〈事故不申告〉になり、その後の大きなトラブルのもとになります。必ず警察に届け出なければなりません。

もし駐車場で誤って人の車に接触させた場合には、まず駐車場の管理者(大学の場合は近くの学生窓口)に連絡しましょう。

〈自転車泥棒〉

自転車泥棒も窃盗にあたり犯罪です。自転車置場や道端に止めてあった自

転車や教室・食堂前に置いてあった傘を無断でちょっと借用。そのまま自分のものにするのは当然(窃盗罪)ですが、どこかに乗り捨てても同じです。

〈バスの乗車マナー〉

バス乗車中の携帯電話の通話はマナー違反です。混雑している場合は、後から乗る人のために、入口で立ち止まらずに奥に詰めてください。また、一人でも多くの人が座れるよう、空いている席に荷物を置かないでください。

先輩のつぶやきコラム⑰

天候の悪い日は特にバス利用者が多いです。一人でも多く、そして気持ちよく乗れるよう、しっかりマナーを守りましょう。リュックを前にかつぐだけでも、乗れる人が増えます。周りへのちょっとした配慮が大切です！

〈騒音〉

大きな音は騒音です。近所迷惑であり、トラブルのもとです。特に夜間、友だち同士で騒がない、テレビやスピーカーなどの音を大きくしない(ヘッドフォンをする)などは常識です。音楽系の課外活動団体でも決められた時間と場所以外で大きな音を出すことは禁止しています。



先輩のつぶやきコラム⑱

苦情が来ないからと言って大きな音を出してはいけません。周囲の人がどんな思いをしているか十分に考えながら音楽を楽しみましょう。あまりに騒ぐと警察の取り調べを受けます(体験談)。また、夜のスクーパーなども近所迷惑となります。

〈家庭ゴミの分別〉

アパート・下宿先では、決められた日時に、決められた場所に、決められたゴミだけを出さなければなりません。広報などをよく読んでその地域のルールを守り、適切に処理し、資源ゴミの分別収集を厳守しましょう。ゴミ処理のルールを守らないと、金沢市や警察を巻き込んだトラブルのもとになります。また、家庭ゴミを大学などに持ち込むことは禁止しています。ゴミの大学内外での不法投棄は犯罪です。法律により個人では最高1000万円の科料となります。金沢市のゴミの出し方や品目別収集日、家庭ゴミ有料化制度などの情報は入学時に配付したパンフレットの他、金沢市のWebサイトにも掲載されています。

メールで携帯などに収集日を通知してくれるアプリ「いいね金沢5374App (ゴミナシアップ)」もあります。App store またはGoogle Play から「5374」と検索すればダウンロードできます(利用料無料)。

また、卒業・修了時の不要な物品についてはリサイクル業者も利用してください。なお、卒業・修了時に、キャンパス内の駐輪場に自転車やバイクを放置したり、電化製品や家具を投棄したりするのも禁止しています。

先輩のつぶやきコラム¹⁹

町内会の情報を仕入れてみてください。メールでの収集日の通知があるので、ゴミの出し忘れもなく便利!!やまや杜の里店では、新聞・雑誌・ビン類を開店中いつでも回収しています。チェックしてみてね。アルビス田上店では毎週日曜日に段ボールの回収もしています。

〈キャンパス内(事業所)のゴミの分別〉

金沢市の『家庭ゴミ』分別ルールと異なります。

大学キャンパス内(事業所)のゴミ分別について、大学から出るゴミは「事業系ゴミ」のため、金沢市「事業系ゴミ」分別ルールに沿う必要があります。

特に、(たとえ汚れていても)プラスチック、ビニールレジ袋等は学内の【燃やすゴミ】のゴミ箱ではなく、「廃プラスチック類」に捨ててください。



マークの容器(コンビニ等のお弁当がら、カップ麺の容器等やレジ袋等)のほか、特に、一般家庭で燃やすごみに分別されているプラスチック製品(プラスチック製スプーンやフォーク、使い捨ての手袋等)も「廃プラスチック類」となります。

〈CD・DVD・パソコンソフト等の不正使用〉

パソコンなどでの違法コピーは、知的財産権を侵害する犯罪であり、高額な賠償責任を負います。本学も学生に責任を課し、懲戒処分の対象としています。正しく使いましょう。

〈知的財産権等〉

知的財産権とは、人間の幅広い知的創造活動によって生み出されたものを、財産として一定の期間保護する権利です。「特許権」は「アイディア」を保護し、「著作権」は「表現」を保護しています。知らずに権利を侵害しないよう気を付けましょう。また、違法に掲載された「海賊版」だと知りながら著作物をダウンロードすることは、個人で楽しむためであっても違法です。

〈ソーシャルメディアの適正利用〉

Webページ、ブログ、プロフ、Wiki、Instagram®, Facebook®, X®, LINE®, YouTube®, Tik Tok®, ニコニコ動画®などのソーシャルメディアの利用で、誰もが情報発信できますが、不用意な個人情報の公開や投稿などの安易な利用により人権侵害や名誉棄損へつながり、予期せぬトラブルや裁判に発展する場合があります。プロフィール設定など自分のプライバシーや投稿内容について自問自答し、その利用がどのような結果を生み出すか、事例などをよく知り、慎重に利用してください。研究情報や機材の学外持ち出し・提供も犯罪です。



先輩のつぶやきコラム⑳

授業や課外活動の情報を仕入れる手段としてSNSはとても便利ですが、必要以上に個人情報を発信すると思わぬトラブルに巻き込まれることも…。

〈個人情報の管理〉

個人情報(住所・氏名・電話番号・ID等、個人が識別できる情報)の管理は、社会でもとても重要です。個人のパソコンに入っている住所録や課外活動団体内の連絡簿等、多くの個人情報が身の周りであることを自覚し、情報流出に気を付けてください。性的指向や性自認、医療に関する情報等、他人のプライバシーに属する情報(要配慮情報)はネットでも口頭でも、原則として本人の了解なく漏らしてはいけません。

先輩のつぶやきコラム㉑

生活を通して個人情報を扱う機会も増えてくるかと思います。パソコンやスマホなどにはきちんとパスワード設定をし、セキュリティ対策を講じましょう。また、個人情報の記載された書類などは極力持ち歩かず、不要となった場合は廃棄しましょう。少しの油断で情報漏れが生じる可能性もあるので、処分する時にも厳重な注意を！

〈薬物乱用・薬物依存とは〉

大麻、麻薬、ヘロイン、コカイン、MDMA、危険ドラッグなどは、一度でも乱用すると、依存症になったり、急性中毒になったりする危険があり、ひどい場合には、一度の使用で死に至ることもあります。慢性中毒になると、薬物精神病になり、幻覚や妄想にとらわれ、人格に異常をきたします。それだけではなく、肝臓や腎臓など全身の臓器が影響を受け、心身ともにボロボロになってしまいます。

これらの薬物は、繁華街やWebサイトにおいても売買が行われるなど、薬物乱用の危険は学生が考えているよりも身近に迫っています。飲食店でのアルバイト時に勧められるケースや空港等での荷物運搬依頼等も報告されており、十分に注意してください。

体への影響だけでなく、薬物を所持・使用することは法律で厳しく禁止されており、例えば覚せい剤では10年以下、大麻では5年以下の懲役に処せられます。もし誘われても迷わずはっきり「NO!」と言うべきです。少しでも危ないと思ったら、“きっぱり断る”“逃げる”勇気を持ちましょう。

薬物乱用のおそろしさを十分に知ったうえで社会人として責任ある行動をとるように心がけるとともに、薬物乱用の防止に向けて積極的に行動してください。

[厚生労働省ホームページ]

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/iyakuhin/yakubuturanyou/index.html

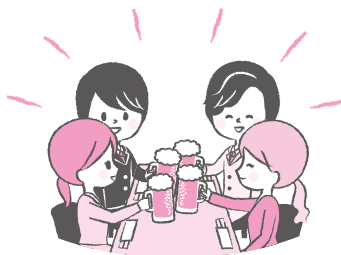
(ホーム → 政策について → 分野別の政策一覧 → 健康・医療 → 医薬品・医療機器 → 薬物乱用防止に関する情報)

〈相談窓口〉

薬物依存症になってしまうと脳が薬物を欲する異常な状態になってしまうため、意思の強い弱いに関わらず一人で解決することは極めて困難になります。自分あるいは知人の薬物問題についても、気付いたらすぐに専門機関に相談してください。全国の子精神保健福祉センター、保健所、医療機関、警察などに相談窓口があります。石川県では石川県こころの健康センター(076-238-5750)で月～金曜日(年末年始・祝日は除く)の8:30から17:15まで、こころの相談ダイヤル(076-237-2700)では、平日日中(平日17:00から翌9:00/土日・祝日0:00から24:00までは(0570-783-780))に相談を受け付けています。また、本学窓口として保健管理センター(076-264-5255)でも必要に応じて適宜相談に乗ります。

(3) 守ろう！飲酒のルール

20歳未満の者の飲酒は法律で禁止されています。どのような状況でも20歳未満の者に飲酒を勧めることは違法です。また、コンビニ等や飲食業でアルバイトする場合、20歳未満の者に酒類の販売をすることが法律で禁止されていることを十分に意識



してください。飲酒後の入浴・水泳の危険性は言うまでもありません。

研究室や課外活動等のコンパで、一気飲みなどの無謀な飲酒が原因と思われる学生(20歳未満の者を含めて)の死亡事故や、救急車で病院に運ばれて一命を取り留めるといったケースが、全国で多発しています。強要や同席した人が〈傷害致死罪〉で有罪とされたケースもあります。飲酒や一気飲みの強要は絶対に行ってはいけません。

また、飲酒運転は絶対に許されない違法行為です。飲酒運転すると知りながら酒を飲ませた場合も、酒酔い運転を手助けする行為として、運転免許取り消しなど道路交通法に基づく処分が科される場合があります。

酒に酔っての物損などの迷惑行為も厳に慎んでください。

先輩のつぶやきコラム②

自分の体のことは、自分が一番よくわかります。「もう飲みたくない!」と思ったら、はっきり断る。それができないときはうまく逃げたほうがいいです。お酒はおいしく飲みたいですね。

〈無理強い犯罪〉

お酒の無理強い犯罪です。無理強いされた場合、“一人前の人間”として毅然と断りましょう。断ったことによる先輩や友人との人間関係が心配ならば、保健管理センターに相談に来てください。

〈一気飲み・酒の強要は厳禁〉

体内に入ったアルコールの分解速度は、個人の体質によって大きく異なります。酒に弱い人では1時間に5グラム、強い人で約10グラムといわれています。清酒1合(ビール大瓶1本、ウイスキーダブルの水割りで1杯)で約22グラムのアルコール量といえますから、弱い人はこの量で4時間以上アル

コールが血液中から消えません。

酔いの状態は、アルコールの血中濃度によって違います。血中濃度と酔いの状態との関係は次の表のとおりです。

アルコール血中濃度と酔いの状態との関係

	血中濃度	酒量 (体重60kgの飲める人が 短時間で飲んだ場合)	酔いの状態
爽快期	0.02% ~ 0.04%	日本酒(~1合) ビール大瓶(~1本) ウイスキーダブル(1杯)	気分がさわやか/皮膚が赤くなる/陽気になる/判断がややにぶる
ほろ酔い初期	0.05% ~ 0.10%	日本酒(1~2合) ビール大瓶(1~2本) ウイスキーダブル(2~3杯)	ほろ酔い気分/手の動きが活発になる/抑制がとれる/体温上昇・脈が速くなる
ほろ酔い極期	0.11% ~ 0.15%	日本酒(3合) ビール大瓶(3本) ウイスキーダブル(3~4杯)	気が大きくなる/大声でがなり立てる/怒りっぽくなる/立てばふらつく
酩酊期	0.16% ~ 0.30%	日本酒(5合) ビール大瓶(5~7本) ウイスキーダブル(5杯)	千鳥足/何度も同じことを繰り返ししゃべる/呼吸が速くなる/吐き気・嘔吐
泥酔期	0.31% ~ 0.40%	日本酒(7合~1升) ビール大瓶(8~10本) ウイスキーボトル(1本)	まともに立てない/意識混濁/ことばが支離滅裂
昏睡期	0.41% ~ 0.50%	日本酒(1升以上) ビール大瓶(10本以上) ウイスキーボトル(1本以上)	ゆりうごかしてもおきない/大小便たれ流し/呼吸がゆつくりと深い/死亡

一気飲みが一番危険な飲み方です。絶対に勧めても、自分がしてもいけません。

また、ゆっくりであっても気分が悪くなったり、吐き気をもよおしたりするほど飲むことは避けましょう。吐いてもいいように準備をするグループもあるようですが、とんでもないことです。酒は吐くまで飲まない、飲ませないを励行しましょう。

まったく酒が飲めない体質の人がいることも知っておいてください。

一気飲みをすると、血中のアルコールが分解されないうちにアルコールが上乘せされ、血中濃度0.4~0.5%という致死量を一気に超えてしまうことがあります。酒の弱い人やかなり酔った人に無理強いをしてはいけないのも、これと同じ理由です。

〈それでも緊急事態になったら〉

一緒に飲んでいた友人が酔いつぶれて寝入った場合は、急性アルコール中毒になっていることがあります。泥酔、昏睡、死亡は紙一重です。急いで次のような対応をしてください。

まず、名前を呼んだり、つねったりして応答があるか確かめてください。応答があれば、横向きに寝かせ、毛布などを掛けて様子を見てください。横向きに寝かせるのは、もし嘔吐しても、のどに吐いた物が詰まらないようにするためです。応答がなければ、横向きに寝かせ毛布などで保温に注意し、直ちに救急車を呼んでください。様態が急変することがあるので、絶対に一人にしないで、誰かが付き添ってください。

また、次のようなときも一刻も早く救急車を呼んでください。

- ・体温が下がって全身が冷たい。
- ・呼吸が異常に速くて浅い。又は、異常にゆっくりでときどきしか息をしない。
- ・大量の血を吐く。
- ・体がピクピクけいれんしている。
- ・今まで赤い顔をしていたのが、急に青くなって吐く。
- ・頭がガンガン割れるように痛む。

(4) 守ろう！喫煙のルール

喫煙は、喫煙者本人だけでなく、周囲の非喫煙者の健康も害します。そのため健康増進法は、そうした被害を防ぐことを義務づけています。具体的には学校・病院・役所など公共施設は原則として敷地内全面禁煙であり、オフィスや公共交通機関・飲食店などは原則屋内禁煙(屋外に指定喫煙場所を設置可)です。全面的に禁煙としている施設も増え続けています。

本学においても、宝町・鶴間キャンパス(附属病院・医学類・保健学類)は、建物内及び敷地内全面禁煙。角間キャンパスは、指定喫煙場所(4か所)以外は禁煙です。

喫煙する場合は喫煙のルールを厳守し、非喫煙者に迷惑をかけたり、環境を害したりすることがないように十分気をつけましょう。言うまでもなく、20歳未満の者の喫煙は法律で禁止されています。20歳未満の者自身がこのことを自覚することはもちろんですが、コンビニ等や飲食業のアルバイトでも、

20歳未満の者への販売は二十歳未満ノ者ノ喫煙ノ禁止ニ関スル法律に違反します。

次の事項は喫煙者の守るべき最低限のルールです。

1. 据え付けの灰皿のある場所でのみ喫煙する。
2. 歩きながらの喫煙をしない。
3. 吸い殻のポイ捨てをしない。
4. 喫煙場所の灰皿を勝手に移動させない。

喫煙は、医学的には薬物依存の一種です。禁煙したいが方法がわからなかったり、うまくいかなかったりする人は、保健管理センターや禁煙外来のある医療機関に相談したり、下記のWebサイトを参考にしてください。

インターネット禁煙マラソン <https://kinen-marathon.jp/>

金沢市では、「金沢市におけるばい捨て等のない快適で美しいまちづくりの推進に関する条例」が施行されています。この条例では、特に、生活環境の悪化を招き、他人の迷惑となる行為として、ばい捨ての禁止、飼い犬・猫のふんの放置の禁止、道路等の屋外の公共の場所での喫煙の制限を規定しています(喫煙については、吸殻等のばい捨てを禁止し、また道路等の屋外の公共の場所でしないよう努力する義務を課しています)。学内だけではなく、学外でも喫煙ルール・マナーを守りましょう。また、「改正健康増進法」では、喫煙禁止場所での喫煙に対し30万円以下の罰則(過料)です。



先輩のつぶやきコラム⑳

大学には、自分と異なる価値観・考え方を持っている人が周りに沢山います。自分を理解してもらうことも大切ですが、相手を理解することがもっと大切です。

3. 交通事故をなくそう

誰も交通事故には遭いたくなく、ましてや起こしたくありません。けれども、毎日事故が多数発生しています。残念ながら過去キャンパス内でも死亡交通事故が起こっています。



事故は被害者、加害者とも生命や一生の生活を破壊します。

大学に入学して、これから学生の多くは自動車運転免許を取り、自動車を運転する機会が生じます。しかし、気をつけてください。自動車を運転することは大きな社会的責任を負うことを意味しています。事故を起こした結果（発生させた事故や法律違反）に対して、自分自身が責任を取らなければなりません。

大学で開催する交通安全講習会には必ず出席してください。

事故に遭いにくい人：

- ◇危険から自分自身を守る行動がとれる
- ◇交通ルールを守る

頻繁に事故を起こしたり事故に遭ったりする人：

- ◇スリルを味わいたい
- ◇自分一人くらいルール違反をしてもよいと考える

社会人としての責任を認識し、大人の自覚を身につけましょう。

(1) こんなに事故が起きている

〈交通事故データ〉

金沢市内の交通事故発生状況

	平成29年	平成30年	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
発生件数	1,611件	1,345件	1,257件	1,032件	1,026件	997件
死者数	9人	4人	4人	11人	3人	6人
負傷者数	1,827人	1,540人	1,438人	1,163人	1,166人	1,124人

〈こんな所で事故が〉

角間キャンパス及びその周辺で起きた事故の発生場所を地図に示します。道路が交差する場所で事故が多く起こっているのが分かります。交差点では人と車の動きに注意し、道路の横断は必ず信号や横断歩道のある所で渡りましょう。特にサークル棟から学生会館へ向かう交差点での事故が目立ちます。冬季にはもりの里から角間キャンパスまでの間の長い坂道でスリップ事故が多発します。道路中央は凍結していなくても日陰になる山側の道路は早朝・夜間に凍結していることがありますので注意してください。

また、駐車禁止区域(金沢井波線、構内道路、アカデミックゾーン)での駐車・駐輪は、交通事故を誘発しかねない危険なものです。取締の対象とし、ボールを取り付け、車を動かすことをできなくします。さらに懲戒の対象とする場合もあります。駐車禁止区域では絶対に駐車・駐輪してはいけません。

〈こんな本学学生の事故が〉

●キャンパス内での死亡事故

県道からサークル棟へ右折し始めた学生の車と、人社棟の方から高速で坂を下りてきた学生のバイクとが正面衝突。バイクの学生が死亡した。

●幹線道路での自損死亡事故

酒を飲んだ友人に代わって車を運転し、食事に出かけた。スピードを出し過ぎて緩やかなカーブを曲がりきれず、道路から飛び出してスピン。車は側面から電柱に激突。くの字に折れ、運転手の学生は即死した。

●飲酒運転による死亡事故

飲酒後乗用車を運転して帰宅途中に信号を無視し、自転車で横断歩道を渡っていた新聞配達員をはねて死亡させた。

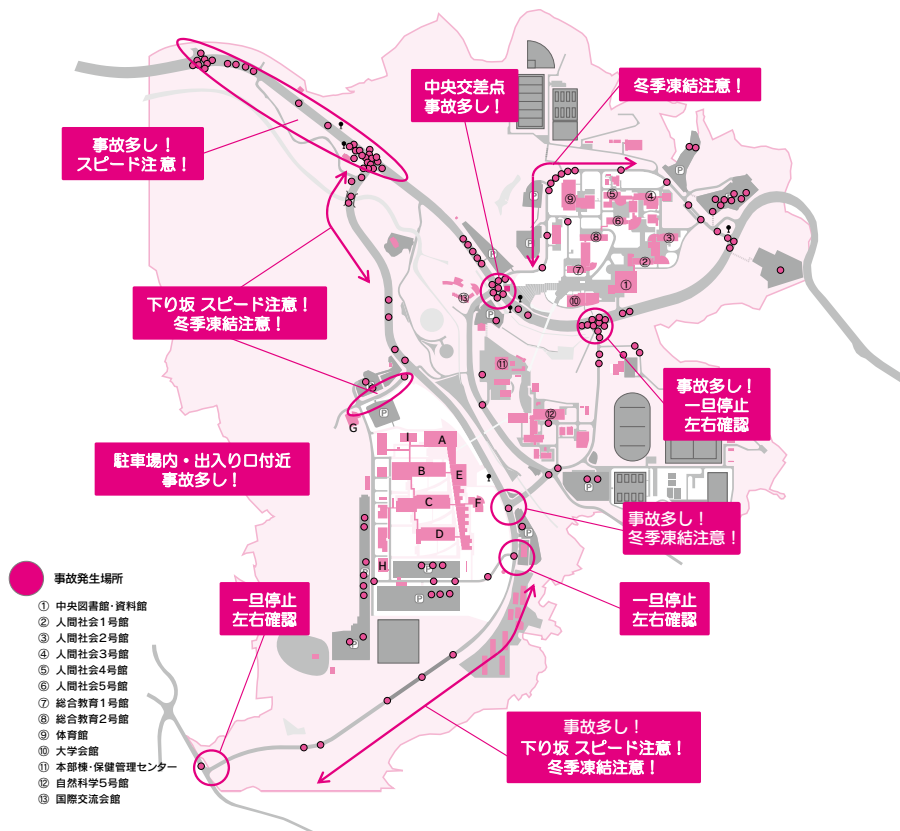
●速度超過運転による死亡事故

角間からもりの里方面に向かう途中、大幅な速度超過でゆるいカーブを曲がり切れずに、同乗者を死亡させた。運転者は退学処分を受け、かつ、危険運転致死罪で有罪の判決を受けた。

●飲酒運転による重症事故

飲酒運転で角間からもりの里方面に向かう途中、大幅な速度超過で信号を曲がり切れずにゲームセンターに突入。歩行者2名に重傷を負わせた。運転者は無期停学処分を受け、かつ、危険運転致傷罪で有罪の判決を受けた。

角間キャンパス危険箇所MAP



角間キャンパスは山間部です。冬季は積雪や凍結により大変危険です。凍結時はスリップ事故に特に注意して下さい。

先輩のつぶやきコラム⑳
 金大生の運転は荒いという評判が…。交通事故のないキャンパスにしたいですね。

先輩のつぶやきコラム㉑
 午前中の1, 2限の開始前は、自動車もバイクも自転車も含めて交通量が非常に多くなります。眠い時間帯でもあるので、運転中は特に気を引き締めて注意してください。

(2) 事故を起こさない・事故に遭わないために

〈自動車の運転〉

飲酒・無免許運転・大幅な制限速度違反等悪質な運転による死亡事故、ひき逃げ及び傷害事故には、大学として退学を含む厳重な処分を科します。

●安全スピードで

速度が倍になれば、衝突の衝撃は4倍。免許取得直後は車のスピード感が楽しくても、死亡事故を起こせば、あなたは犯罪者、補償は一生。

大学内は最高速度を20km/hに規制しています。必ず守ってください。

●運転に専念

走行中のスマートフォン等の使用や、カーナビの画面を注視する「ながら運転」は道路交通法違反であり、6月以下の懲役または10万円以下の罰金、基礎点数3点の加算、18,000円(普通自動車)の反則金が課されます。



なによりも、電話による会話は注意力を低下させ、事故のもととなる非常に危険な行為です。カーナビやオーディオ操作も前方への注意がおろそかになり危険なので、必ず停車時に行いましょう。

●飲酒運転は厳禁

一口でもお酒を飲んだら自動車の運転は絶対にやめましょう。

わずかの飲酒でも反射神経は鈍ります。それで事故を起こせば法律による厳重な処罰の他、保険も適用されません。

先輩のつぶやきコラム²⁶

『行きは原付を乗って行って、帰りは引いて帰ってくればいい』なんて考えていても、お酒を飲んだ後は判断が鈍ってしまう人が多いので、飲み会等で出かける場合は、徒歩か公共交通機関を利用しましょう。自転車で行くのもやめましょう。

〈バイクの運転〉

●バイクでも人は死ぬ

速度を控えて、必ずバイク用のヘルメットを着用しましょう。高速で転倒すれば、命はありません。衝突して歩行者を死亡させた学生もいます。

●路上の鉄板や車線区分線に注意

濡れた鉄板や白い区分線はスリップのもとです。転倒すれば車の前です。

●外国人留学生へ

日本で原付バイクを運転するためには運転免許が必要です。

先輩のつぶやきコラム⑳

バイクでの転倒は本当に危険! 安いヘルメットも売っているけど、値段を惜しまずいいものを!! 適した装備で、日頃から安全運転を心がけましょう。

〈自転車に乗るとき〉

●自分を守るためにヘルメット着用を

令和5年4月1日から改正道路交通法の施行により、自転車利用者のヘルメット着用が努力義務化されました。ヘルメット未着用で事故に遭った場合の致死率は、着用時の2倍を超えています。命を守るためヘルメットを着用してください。

自転車の整備不良により事故を起こすことがあります。自転車に乗る前に必ず点検・整備を行いましょう。

夜間の無灯火は、道路交通法違反です。車の運転者側からもほとんど見えず非常に危険です。自分の存在を早く気付かせるために、昼夜を問わず必ず前後ともライトを点けましょう。夜は明るい色の衣服を着て目立つことも有効な自衛策です。車道の無灯火の逆走は自滅行為です。

飲酒運転、傘さし運転、右側通行、二人乗り、スマートフォンやイヤホンの使用は禁止です。盗難防止には2ロックが有効です。

金沢市は条例で、自転車に乗る際に保険加入を義務付けています(P76参照)。

先輩のつぶやきコラム㉑

大学付近は初心者期間のドライバーもたくさんいるので、街中よりも危険な場合があります。自分が安全運転をしていても、左右の安全確認は忘れなく。

先輩のつぶやきコラム㉒

角間坂を猛スピードで下るのは大変危険です。また、二人乗り、音楽を聴きながらの運転は危ないし、警察に摘発される学生も多数います。気をつけましょう!

〈自転車の交通ルール〉

金沢大学前の道路(県道金沢井波線)は、金沢市内でも特に自転車交通量が多い道路であり、自転車に関係する事故も多く発生しています。

自転車は車両(軽車両)です。原則、車道の左側を走行する必要があります、車

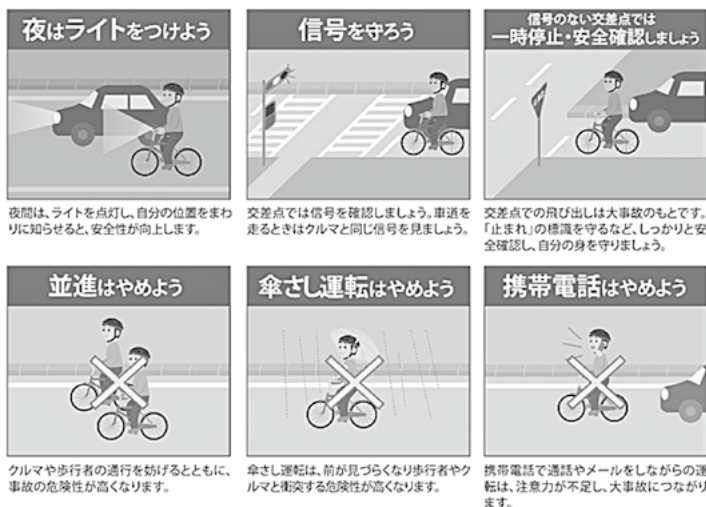
道を自動車と同じ方向で走行してください。

例外として、自転車通行可の歩道では、歩行者を優先し、自転車も徐行することができます。しかし、高速で坂を下る自転車は歩行者にとって大変危険です。歩行者との衝突等で多額の賠償金を請求されることもあります。坂を下る時は左側の通行帯を十分に減速し歩行者優先で走行しましょう。



また、近年、金沢市の市街地や金沢大学周辺の道路にも通行の区分が指定される形の「自転車レーン」が整備されてきています。やむを得ない場合を除き自転車道を通行しましょう。

危険な違反行為により摘発された自転車利用者は、安全講習を受けなければなりません。正しいルールを理解し、安全な自転車運転を心がけましょう。



本学では、全学生を対象に「自転車安全講習」をオンデマンド形式で実施しています。自転車に乗らない学生も全員必ず受講してください。

<受講方法> 自転車安全講習 1 または 2 を受講

- アカンサスポータル>LMSコース(WebClass)>自転車安全講習(全学)/
Bicycle Safety Course

【日本語版】自転車安全講習 1

https://lms-wc.el.kanazawa-u.ac.jp/webclass/login.php?id=c21011d0f9a1cd2a5eb82e93774d05d9&auth_mode=SHIB

〈歩行者として〉

- 交通ルールを守り、夜は明るい色の服装を

被害者にならないため、交通ルールを守りましょう。夜は明るい色の衣服を着て目立つようにすることが自衛策です。

先輩のつぶやきコラム⑩

大学中央のバス停を利用する際、カーブのすぐ近くのため車道を横断するのは非常に危険です。横断歩道を渡りましょう。

(3) 万一事故を起こしたら

万一事故を起こしたら、できるだけ冷静になり、次の順序で対処してください。自転車事故でも同じです。大学にも必ず連絡してください。

絶対に逃げてはいけません。必ず適切に対応しましょう。

●生命第一

人身事故では、必ず119番で救急車を呼びましょう。自分で呼べないときは、大声で周囲の人に呼びかけましょう。負傷者を放置して逃げれば、さらに重罪となります。

●負傷者保護

負傷者を直ちに、安全な場所へ移しましょう。事故車も移動させて、続発事故を防止しましょう。引火の恐れがあるので、必ずエンジンを切りましょう。

●警察への連絡

110番で必ず事故の状況を連絡しましょう。事故の状況、相手の車のナンバー、連絡先を相手の免許証・車検証で確認、記録することが重要です。

●大学への連絡

程度に関係なく事故の状況等を、所属する学類等の担当係に必ず連絡してください。

●医師の診察を

事故に遭ったら、必ず医師の診察を受けましょう。痛みや異常が後日に発生することがよくあります。

●事故現場に居合わせたなら

通報や救助に協力しましょう。ひき逃げなどは、車のナンバーや特徴を記録しましょう。タバコを吸うと事故車両が炎上する可能性があるので、絶対禁煙です。

石川県交通事故相談窓口 電話 076-225-1690(石川県庁行政庁舎1F)

開室日時 毎日(土・日曜日及び祝日、年末年始を除く。)

9:00から17:00 無料で相談できます。

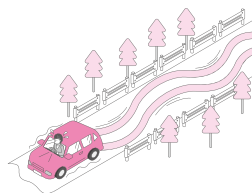
先輩のつぶやきコラム⑳

たとえ軽い接触でも警察に届け出ましょう。また、事故後は何ともないと感じても、けがの程度はその場では分かりにくく、ある程度時間が経過してからむち打ちなどの症状が始められることもあるので、医師の診察も受けましょう。場合によっては保険金が請求できます。

(4) 積雪時の心がけ

雪道は、道路の区分や路肩が判断できず、車もスリップします。慎重に行動するのが一番。雪に慣れていない人は、転倒に注意し、長靴を履くなど特に注意しましょう。

自宅やアパート近辺に雪がなくても、角間キャンパスには雪があるということがよくあります。



先輩のつぶやきコラム㉑

雪の金沢はきれいだけど、自動車(自転車やバイクも)の運転には不向き。慣れていないと思ったら、迷わず公共交通機関を利用しよう。もちろん、慣れていている人でも油断は禁物です。

〈自動車の運転〉

●スタッドレス・タイヤに

冬季は早めに、4輪とも必ず冬用タイヤ(スタッドレス)に交換しましょう。

●「急」のつく運転は全部ご法度

急発進、急加速、急ハンドル、急ブレーキは、すべてスピンや発進不能につながります。

●速度は平常より、ぐっと控えて

雪道の制動停止距離は、通常の2～4倍です。速度は平常より、ぐっと控え、車間距離は大きく取りましょう。雪道では追突事故が多発します。運転に慣れた人は雪道での減速にエンジン・ブレーキを使います。ブレーキ・ランプが点灯しませんから、追突にご用心。

●車間距離を大きく

雪道では自分も、他の車もいつスリップするかわかりません。他の車が飛び込んできても安全のように、車間距離を大きく取りましょう。

●坂道のカーブは危険が一杯

平地のほんの緩やかなカーブでも時速40km位でスピンします。角間キャンパスは市街地よりも積雪が多く、しかも坂とカーブばかりです。上りでスリップすれば交通遮断、下りでスピンすれば命が危ない。

●4輪駆動もアイスバーンや圧雪路面ではスリップ

どんな車もアイスバーンや圧雪路面では、スリップして、コントロール不能になります。

●日陰部分や橋上の凍結

橋と坂の多い町、金沢。坂の日陰部や橋上は凍結しています。手前で減速し、ゆっくり進入しよう。

●歩行者への思いやり

融雪水の溜まりへ高速で突っ込めば、泥水や雪をシャワーのようにはね散らします。歩行者にも気配りし徐行するのが当然です。

●スコップは車の必需品

スコップは必ずトランクに準備。駐車スペースの除雪や吹き溜まりに突っ込んだときや、轍から出られないときも便利です。

●もう一つの必需品、スノーワイパー

スノーワイパーはガラス面の氷や車に積もった雪を取り除くのに便利です。

〈バイク・自転車の運転〉

●雪道では二輪車の運転はやめよう！

雪道では、ブレーキも効かず、スリップ転倒の危険が一杯です。転倒すれば車の下敷きです。雪道では二輪車に乗らない。これが基本です。

降雪・積雪の日は、バスを利用しましょう。

先輩のつぶやきコラム③

命の危険があるばかりでなく、四輪の進行の妨げにもなりかねません。積雪や路面凍結時には愛車を休ませ、バスを利用しましょう。(地下歩道では、自転車に乗らず、押して通行を)。

〈歩行者として〉

●滑る雪道

雪道は滑るのが当たり前。冬用の滑らない、そして防水の効いた靴を履きましょう。融雪水の噴出しや水溜りなどが多く、防水靴は冬の必需品です。

やむを得ず車道を歩くこともあります。道端は傾斜がついていて、転倒すれば車の下へ滑り込む危険が一杯です。滑らないためには、少し雪の積もった所を歩くことです。

先輩のつぶやきコラム④

金沢の雪は水気が多くてびちゃびちゃのシャーベット状になり、それが凍ると地面がつるつるのアイスバーン状態になります。適した靴を履き、十分に気をつけましょう。鶴間坂では手すりを利用し、慎重に。

●車の間近を避けて

雪道では車もコントロールできません。いつスピンするか分からない車の間近を通るのは自滅行為です。

雪が積もっていても、歩道がある道ではできるだけ歩道を歩きましょう。

4. 犯罪の被害者にならないために

犯罪の被害者にならないように、日頃から用心することは言うまでもありません。よくある犯罪の手口を知り、常識的な注意を怠らなければ、被害にあう確率はずいぶん低くなります。それでも万一、盗難に遭ったり、犯罪に巻き込まれた時は、速やかに警察に通報しましょう。警察には困りごと相談の窓口もあります。

石川県警察本部 警察安全相談窓口 電話 #9110(全国共通, 携帯可)

電話 076-225-9110

(24H受付, 夜間・土日祝日は当直員が対応)



キャンパス周辺地域では一人暮らしの学生が多く、自らの安全を保つなどの警戒心が薄らぎがちになりますが、犯罪が頻発しています。本学の学生も自宅侵入などさまざまな被害に遭っています。

また、サークル棟など学内での盗難事件も発生しています。学生として市民として、自らの安全を確保するための注意が求められます。自分の身体を守り安全な生活を送るため、一人ひとりが以下の点について確認をしてください。

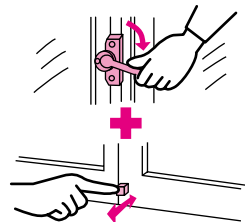
(1) 住居で盗難などの被害に遭わないために

戸締まりの基本は、泥棒にとって入りにくい状態にしておくことです。必ずカギをかけましょう。

〈玄関〉

アパート選びの際は次のようなことが重要です。なお、ない場合は管理人に相談しましょう。

- カギは主錠のほか、補助錠があること(ワンドア・ツーロック)。
- ロック・ガード(ガードプレート)を取り付ける。
- ドアスコープ(ドア内側にキャップを)やドアチェーンを取り付ける。
- 在室中も含め、常時施錠を習慣づける(ベランダ等も)。



〈窓〉

- 風呂場、洗面所、便所等の窓の戸締りはしっかりとする。
- 中央部クレセント+下部回転式ボタンロックの両方をかける。
- 2階以上であっても短時間の外出であっても施錠する。

〈家の周辺〉

- 足場に利用されやすい物は片づけておく。
- 凶器として使用されやすい物を放置しておかない。

〈カギの保管〉

- カギは、常に無断使用、無断複製されないように適切に保管する。
- カギは、郵便新聞受けの中、植木鉢の下等の屋外に置かず、人に貸さない。
- アパート、マンション等に入居する際は、カギの総数を確認する。元の数
が確かでない場合は、カギの交換等を行う。

〈空き巣〉

- 帰宅が遅くなるときは、洗濯物などは取り入れておく。
- 暗くなるとタイムスイッチで電灯がつくようにしておく。
- 長期不在のときは、新聞等を止め、管理会社等に連絡しておく。

〈侵入強盗〉

- ゴミ捨て等、短時間でも屋外に出る時は、必ず全てを施錠する。
- 見知らぬ人が訪ねてきたときは、ドアを開ける前にドアスコープやのぞき
窓等で、よく相手確かめる。
- 見慣れない勧誘者、セールスマン、集金人等には、ドアチェーンをしたま
ま、用件を聞き、不用意にドアを開けたり、家に入れたりしない。
- 宅配便、電報配達、インフラ点検等を装って屋内に入り込むことがあるの
で、送り主や身分証等をよく確かめる。
- 帰宅時、建物に入る前やドアを開錠する前に、背後を確認する。

先輩のつぶやきコラム³⁵

カギの保管はきちんとしましょう。仮に失くしても、不動産や警察に相談するなどして、冷静に対処しましょう。また、家にいるときも、カギをかけるようにしましょう。

(2) カルト・反社会的団体の勧誘に注意

近年、カルト団体や悪質商法などの勧誘の動きが学内外各所で顕著に活発化しています。カルト団体や悪質商法などは、本当の姿を隠して、言葉巧みに皆さんに近づいてきます。自分は大丈夫だと思っていなくても、その勧誘の手口は巧妙で、絶対にだまされないと思っていなくても知らず知らずのうちに引き込まれ、被害に遭ってしまいます。勧誘者は非常に親身にいろいろな相談に応じてくれます。一度そういった団体・活動に関わると、その集団から抜け出すのは極めて困難で、学業を放棄し、精神的、肉体的、財産的被害に遭う深刻なケースもあり、学業や生活が破綻するまで追い込まれてしまいます。

少しでも不審に思うことがあれば、迷わずアドバイス教員や所属の学務係、「なんでも相談室」、学務部学生支援課学生相談係へ相談してください。

また、被害が疑われる友人に気づいた場合も同様に相談してください。

- 国際交流やボランティア、医療・福祉など、一見普通の話題で近づいてくるケースがほとんどです。勉強会・集会・講演会・合宿・施設見学の誘いや、教材・機器のモニター依頼、アンケート等にも十分警戒してください。特に、身分を明らかにしないで近づいてくる人物には注意が必要です。
- 電子メールやFacebook、LINE、X、Instagramなど各種SNSを用いた勧誘も見られますので、注意してください。
- 安易に名前や住所、電話番号、LINEのID等の個人情報に他人に言っはけません。

(3) その他の犯罪の被害を防ぐために

〈ひったくり〉

- バッグ等の所持品は車道側(自動車やバイクなどが通行する側)に持たず、建物側に持つ、胸にしっかり抱える、たすき掛けにするなど、持ち方を工夫する。
- 大金はクレジットカードや振込を使い、止むを得ず持ち歩くときは、努めて肌身につけて持つ等、その持ち方に気をつける。
- 自転車の前かご等にバッグ等を入れる時は、ゴムやひも等で結着する。

〈すり〉

- デパートの特売場，駅等の人の混雑するところでは，財布の出し入れや貴重品のしまい場所には特に注意する。
- バッグ等は胸にしっかり抱える，たすき掛けにするなど持ち方を工夫する。
- ズボンの後ろポケット等に財布やスマートフォン等を無造作に入れない。
- リュックは特に狙われやすいので注意する。

〈紛失・盗難〉

●学内の更衣室や共同研究室で貴重品を失うことがあります。アッなくなつた！と思ったら必ず学務係に紛失届を出しておきましょう。特に，運転免許証(身分証明証として悪用されかねない)，クレジットカード，スマートフォン(身に覚えのない多額な支払いを請求されかねない)を紛失した場合には，学務係，そして警察のみならず，クレジット会社や電話会社へも至急通知し，悪用されるのを防ぎましょう。悪い人の手に渡れば，現金を取られるよりもひどい目にあってしまいます。

〈自動車盗難〉

- 自動車にエンジンキー，免許証，貴重品等は置かない。
- 自動車盗難防止装置等の防犯設備を付ける。
- 短時間駐車する場合でも，ドアに必ずカギをかける。
- 路上駐車はしない。コンビニや公園等も厳禁です。

〈バイク盗難〉

- 路上にバイクを放置しない。
- バイクはハンドルロックがしてあっても盗難に遭うことがあるので，ワイヤ錠等を併用する。
- グッドライダー・防犯登録に加入する。ステッカーの貼ってある最寄りのバイクショップで登録できます。登録料は1,100円です。登録するバイクは新車，中古車を問いません。またバイク購入時に限らず，登録はいつでもできます。

〈自転車盗難〉

～自転車は防犯登録 カギ二つ～

- ワイヤ錠等の補助錠を付ける。
- 路上，軒下，駅等に放置しない。
- 自転車防犯登録を必ずしておく。

自転車防犯登録

防犯登録は法律により義務づけられており，自転車店，デパート，スーパー，ホームセンター等の自転車販売店で行っています。

防犯登録をすると，盗難予防効果があります。また，住所，氏名，登録番号，メーカーなどのデータが警察のデータベースに登録され，盗まれたり，紛失したりしたときは早期発見につながり，持ち主に早く戻ります。

先輩のつぶやきコラム³⁶

駐輪するなら人目の多いところに！カギは必ずかけて，放置しないように！

〈架空請求・振り込め詐欺〉

出会い系サイトやアダルトサイトなどの情報料金を架空請求するもの，家族や弁護士等の名を使って交通事故等を装い現金をだまし取ろうとするものがあり，ハガキ・封書・メールや電話が用いられます。架空請求の場合，自分から「身に覚えがない」と電話をしたりメールをしたりすると，相手に新しい情報を与えてしまうので，注意が必要です。振り込め詐欺の場合は，事実が確認できない場合は振り込まない，すぐには振り込まない，一人では振り込まないなどの対応が必要です。

また，ちょっとしたこづかい稼ぎとして銀行等の口座開設やスマートフォンの取得，卒業・修了時の譲渡等を持ちかけられ，その口座や番号を売ってしまい，その口座や番号が振り込め詐欺に使われ逮捕されるというような，知らずに詐欺に加担してしまう場合もあります。対応に迷った場合は一人で判断せず，必ず，石川県警安全相談窓口（電話076-225-9110，電話#9110）などに相談してください。

〈ストーカー行為〉

「ストーカー行為規制法」では，つきまとい・待ち伏せ，無言電話・一方的なメールの送信のほか，面会・交際の要求などを「ストーカー」と定義しています。ストーカー行為を繰り返した場合は，警察や公安委員会が加害者に警

告や禁止命令を出し、それでもやめない場合は、最高で1年以下の懲役、又は100万円以下の罰金が科せられます。また、悪質な場合には、こうした手続きを省略して警察が捜査できることになっています。

ストーカーの被害に遭わないためには、次のような注意が必要です。

- 尾行されていると感じたら、あたりを警戒し、タクシーなどを利用する。
- 無言電話には対応せずに切る。
- 個人情報書かれている書類(公共料金やクレジットカードの請求書など)は、細かく破ってからゴミとして出す。

また、自分が正常な行動であると思っても、それがストーカー行為にあたることもあります。今一度、自分がストーカー行為に該当しそうな発言や行動をしていないか振り返りましょう。

不安に思ったら一人で悩まず、周囲の人に話し、手遅れになる前に警察に相談しましょう。

【石川県警察本部 警察安全相談窓口】(24H受付、夜間・土日祝日は当直員が対応)

電話 #9110(全国共通、携帯可) 電話 076-225-9110

〈デートDV(ドメスティック・バイオレンス)〉

恋人など親密な交際相手から受ける暴力「デートDV(ドメスティック・バイオレンス)」が問題になっています。相手の交友関係や行動をしぼる、怒鳴ったり物理的な暴力を振るう、性行為を強要するなど暴力の形もさまざま。これは人権侵害に当たる行為です。もし、あなたが被害に遭ったら、勇気を出して信頼できる大人や本学のアドバイス教員、なんでも相談室、保健管理センター、学生相談室に相談するなどの対応をとってください。

〈痴漢その他の性犯罪〉

- 甘い誘いに乗らない。
- 暗い夜道の一人歩きは避ける。
- 体にさわられたときは、ハッキリ注意する。
- 訪問者には、しっかり身分を確かめてからドアを開ける。
- 痴漢防止ブザー(市販品千円位)を持ち歩く。

痴漢やその他の性犯罪の被害者になったら、再発を防ぐ意味でも、恥ずかしがらずに下記に連絡して相談してください。

もちろん、身近な学内の相談員に打ち明けても結構です。

保健管理センターに相談することもできます。

【県女性センター・女性なんでも相談】 電話 076-231-7331

【金沢こころの電話】 電話 076-222-7556

【県警レディース通話110番(性犯罪相談)】 電話 076-225-0281

【パープルサポートいしかわ(いしかわ性暴力被害者支援センター)】
電話 076-223-8955

(4) パソコンや電話を使った犯罪に気をつけよう

「Webサイト・オークションで電化製品を落札し、メールで相手と連絡を取り、代金を送金したが、品物が届かない、代金送金後メールでの連絡ができなくなった」。こんな犯罪が増えています。また、パスワードを不正に入手し他人のWebサイトを改ざん、あるいは電子メールを盗み見て不正アクセスなどのネットワーク利用犯罪も増加しています。また、電子メールには安易に返信したために代金を請求されるという例もありますので、注意が必要です。

このような犯罪に巻き込まれないためには、次のような注意が必要です。

- 相手が信頼できる場合を除き、原則として代金先払いの商品は購入しない。
- 代金を振り込む前に相手の身元(本名、住所、電話番号)を確認し、明らかにしない場合は取引を中止する。
- パスワードを他人に教えない。

〈フィッシング(Phishing)詐欺〉

フィッシング(Phishing)というのは、実在の銀行やクレジットカード会社、ショッピングサイト等を装ったメールを送り、そのメールに書かれたリンク先をクリックすると、実在の銀行などとそっくりに作られた偽のサイトに誘導され、カード番号などの重要な個人情報を入力させてそれを入手してしまう、という手口の詐欺です。

あたりまえのことですが、カード会社などが「カード番号と暗証番号を入れる」などと要求するメールを送ってくることはありません。銀行が口座番号と暗証番号を尋ねる電話をかけてくることもありません。それと同じです。

〈スパイウェア〉

市販のソフトウェアにはユーザーの個人情報を収集して販売元の個人や企業にこれを送るソフトウェアが付属しているものがあります。これを悪意を持って行うソフトウェアを一般的にはスパイウェアと呼びます。その多くはソフトウェアに密かに仕掛けられ、インストールされた際にあなたのパソコンに入り込みます。「Spybot」等スパイウェアを検出・駆除できるソフトもあるので、パソコンの動作に違和感を感じたら、チェックしてみましょう。

この他、大学の授業[データサイエンス基礎]等で習った注意を守って、パソコンやインターネットを利用しましょう。

(5) 悪質商法の被害に遭わないために

経済的知識が少ない人に言葉巧みに近づいて、商品やサービス等売りつける商法が後を絶ちません。

現在18歳、19歳の学生も、父母等の同意がなくても自由に契約ができる半面、未成年者契約取消権による保護はありません。社会的経験に乏しく、法的な保護のない新成人を狙う業者もいることを念頭におく必要があります。トラブルに遭わないための日々の心がけが大切です。

また、学生自身がマルチ商法などの加害者となって親しい友人等を巻き込む場合もあり、どのような相手や対象でも、勧誘や契約には注意が必要です。



〈悪質商法の主な手口〉

●アポイント商法

電話や携帯電話のメール、SNSで「あなたが選ばれました」「景品が当たりました」等と言って喫茶店や営業所等に呼び出し、高額商品を買わせる商法です。

●恋人(デート)商法

SNSや出会い系サイトを通して呼び出され、数回会って恋人気分になったころ「今月のノルマが達成できず困った」、「君にぴったり」などと、高額商品を買わせ、買うと急に冷たくなって会わなくなります。恋人商法が、他の商法と組み合わせられることも多くあります。

●キャッチセールス

駅や繁華街などの路上で「アンケートに協力してください」とか「モデルになりませんか」などと言葉巧みに誘って喫茶店や営業所に連れ込み、強引に高額商品の契約をさせます。

(商品) 宝石、絵画、化粧品、会員サービス付きの教材など

●マルチ商法

友人に「簡単に儲かるいい話がある」と誘われる、いわば、商品を媒介としたねずみ講のようなもの。法的に、「連鎖販売取引」と言います。

●催眠商法(SF商法)

日用品や食料品を「大安売り」などの名目で、広場、公民館、旅館等に人を集め、無料配布または格安で売って雰囲気を感じ上げ、冷静な判断を失わせておいて、本命の高額な商品を買わせてしまうのが催眠商法です。

●靈感(開運)商法

相手の不幸や悩み等を聞き出して「供養をしないとたたりがある」等と不安におとし入れ、「印鑑や数珠等」を法外な値段で売りつける商法です。

●かたり商法

消防署や郵便局、NTT等から来たような、まぎらわしい言い方と服装で消火器、電話機、警報器などを売りつける商法です。

●資格商法

正規の資格の他、通用性のない資格について「今回受講すれば国家試験が免除になる」等と勧誘し、高額な受講料、教材費をとったり、実のない講習や教材等で高額な代金等を支払わせたりする商法です。

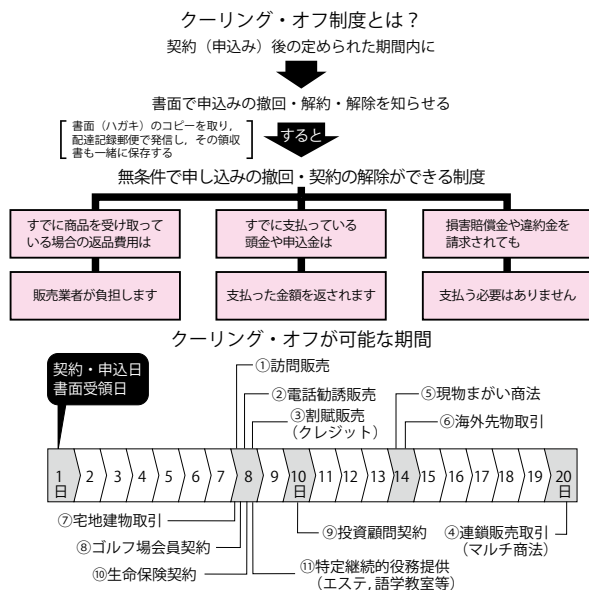
(6) クーリング・オフ制度とは

訪問販売などの場合、買った商品などが本当に必要かどうかを冷静に考える期間(クーリング・オフ期間)内であれば、購入者は販売業者に対し、書面によって、無条件で申込の撤回や契約の解除ができるという法律上の制度です。

この時、損害賠償や違約金を販売業者に支払う必要はありません。既に頭金や申込金を支払っている場合は、その金額を返してもらえます。商品を受け取っている場合でも、その引き取りに必要な費用はすべて販売業者の負担となります。

クーリング・オフができない場合

- ★クーリング・オフ期限が過ぎてしまった場合
- ★政令指定消耗品を開封・使用した場合(使用済み分のみ)
- ★自分の意思で店舗等を訪れたり、購入者がセールスマンを呼び寄せたりした場合
- ★商品・サービスの対価が3千円未満の場合
- ★通信販売で購入した場合
- ★乗用車を購入する場合



※契約書類等に、クーリング・オフについて記載がなければ、クーリング・オフ期限がありません。いつでも無条件で解約できます。

クーリング・オフをするとき

思わず契約してしまい、契約を解約したくなった場合には、まず消費生活センターなどへ電話して対応策を相談してください(無料)。一定の期間(たとえば、訪問販売では、契約書面を受領した日を含めて8日間)を経過していなければ、【クーリング・オフ制度】の詳しい適用方法を教えてもらって、手続を取ることができます。

相談窓口

【消費者ホットライン】 電話（局番なし）188 いやや

【県消費生活支援センター】 電話 076-267-6110

【金沢市消費生活センター】 電話 076-232-0070

解約通知は、トラブルを避けるためにハガキを使い、郵便局の窓口から配達記録郵便で出しましょう。電話での解約は証拠が残りませんから避けてください。クーリング・オフ期間内に通知書を発信すればよく、販売業者に届くのが期間経過後になってもさしつかえありません。

先輩のつぶやきコラム③

クーリング・オフ制度があるからと言って、安心してはいけません。自分にとって必要かどうか冷静に考えることも大切です。口車にのせられたり、勢いで契約させられないように断る勇気も必要です。

解約通知の仕方

解約通知は、トラブルを避けるためハガキを使い、郵便局の窓口から「書留＋配達証明」郵便で出しましょう。

(ハガキの場合の記載例)

郵便はがき	□□□□□□□□
切手	
書留・配達証明	株式会社 ××××××××
	××××××××
	××××××××
	御中
	〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地

契約の解除通知
契約日 令和〇年〇月〇日
販売会社名 ××××××××××
商品名 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
右契約を解除しますので通知します。
(支払済の〇〇〇〇円を〇月〇日までに現金書留で返金してください。)
令和〇年〇月〇日
住所 △△△△△△△△△△
氏名 〇〇〇〇〇〇〇〇

(7) ブラックバイトに気をつけよう

〈アルバイトを始めるにあたって〉

これから、アルバイトとして働く機会が増えます。その際、「求人情報と実際の待遇が違う」「テストがある日もシフトを入れられてしまう」「休日がとれない」「代わりをみつけないと辞めさせてもらえない」といった学生生活に支障をきたす場合は、**ブラックバイト**かもしれません。

アルバイトを始めるにあたっては、次のことに気を付け、ブラックバイトの被害者とならないようにしましょう。また、高報酬と引き換えに違法な仕事をやるアルバイトにも注意が必要です。本当に安心して働くことができるか、しっかり考えてからアルバイトを始めましょう。

1. 労働条件を確認しよう。

アルバイトも「労働契約」であり、労働基準法が適用されます。学生は契約の当事者です。働き始める際に、疑問があっても言い出しにくいかもしれませんが、同意できない条件で働き始めては危険です。しっかりと話し合い、確認しましょう。

2. 労働条件は書面で確認しよう。

労働基準法では、労働契約の際に労働条件を明示することを求めており、特に重要な次の6項目は書面で交付しなければならないとされています。書面で示したものを「労働条件通知書」と言います。労働条件通知書はしっかり受け取って確認してください。

- (1) 契約はいつまでか
- (2) 期間の定めのある労働契約を更新する場合の基準
- (3) どこでどんな仕事をするのか(場所、内容など)
- (4) 勤務時間や休みはどうなっているのか(仕事の始めと終わりの時刻、残業や有給休暇の有無など)
- (5) バイト代はどのように支払われるのか(バイト代の決め方、計算と支払の方法、支払日)
- (6) 辞めるときのきまり(退職に関すること(解雇を含む))

3. 書類は保管しておこう。

トラブルを避けるために、次のような書類は保管しておきましょう。

- (1)求人情報
- (2)労働条件通知書その他、労働契約に関連する書類
- (3)給与明細書

〈知っておきたい労働法と相談先〉

学生が労働法に詳しくないことや、抗議の声をあげにくいことから、違法・不当な扱いを行う職場もあります。

困ったことが起きたら、一人で悩んだり我慢したりせず、早めに相談しましょう。

1. わかりやすい労働法のハンドブック

・厚生労働省Webサイト「知って役立つ労働法」

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudouzenpan/roudouhou/index.html

労働条件や、残業代、深夜割増賃金、有給休暇、解雇など、働く上で知っておきたい労働法をわかりやすくまとめた冊子(PDFファイル)です。

・厚生労働省Webサイト「確かめよう労働条件」

<https://www.check-roudou.mhlw.go.jp/>

労働法に関する情報が、整理・集約されています。

2. 困ったときの相談先

- (1)学務部学生支援課(本部棟2階)

月～金曜日：8：30から17：00

メールアドレス：soudan@adm.kanazawa-u.ac.jp

- (2)総合労働相談コーナー

解雇、雇止め、いじめ・嫌がらせ、パワハラなどのあらゆる分野の労働問題を対象としており、学生からの相談も受けつけています。専門の相談員が面談もしくは電話で対応します。予約不要、利用は無料です。

- ・石川労働局 総合労働相談コーナー
金沢市西念3丁目4番1号 金沢駅西合同庁舎6階
TEL：076-265-4432
(月～金曜日：9：30から12：00, 13：00から17：00)
- ・金沢総合労働相談コーナー
金沢市新神田4丁目3番10号 金沢新神田合同庁舎3階
金沢労働基準監督署内
TEL：076-292-7947
(月～金曜日：9：30から12：00, 13：00から17：00)
- ・労働条件相談ほっとライン
0120-811-610^{はい！-ろうどう}
(月～金曜日：17：00から22：00, 土日祝：9：00から21：00)

石川県の条例により、接待飲食店等への不当な客引行為は禁止されており罰則が科されます。アルバイトは慎重に選びましょう。

5. 学生生活に役立つ保険

○本学が加入を義務づけている保険

学生教育研究災害傷害保険(学研災)及び 学研災付帯賠償責任保険(付帯賠償)

本学では、学生生活における事故に備え、学研災及び付帯賠償への加入を義務付けています。いずれの保険も、全国の大学・短期大学の学生を対象とし、公益財団法人日本国際教育支援協会が取り扱っている補償制度です。

* 外国人留学生在がインバウンド付帯学総に加入する場合、付帯賠償は不要です。

(1) 学研災の概要

国内外において、①教育研究活動中に生じた急激かつ偶然な外来の事故、②通学中、学校施設等での移動中の事故によって身体に被る傷害(ケガ)に対して保険金が支払われます。なお、「病気」はこの保険の対象ではありません。

(2) 付帯賠償の概要

国内外において、正課、学校行事、課外活動及びその往復(大学が正課、学校行事と位置づけたインターンシップ、介護等体験、教育実習、ボランティア活動及びその往復を含む)において、他人にケガを負わせた場合、他人の財物を損壊した場合等(交通事故による場合を除く)により、法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害について保険金が支払われます。

なお、付帯賠償での「課外活動」は、学研災の「課外活動」と異なり、大学がインターンシップ又はボランティア活動の実施を活動目的として承認した団体が行うインターンシップ又はボランティア活動のことをいいます。

(3) その他

保険金請求の窓口は各学類担当係等です。事故が発生した場合はすぐに届け出てください。その他詳細については、保健管理センター事務室(soudan@adm.kanazawa-u.ac.jp)まで問い合わせてください。

○本学が加入を推奨している保険

学研災付帯学生生活総合保険(付帯学総)

学生の活動範囲は学内のみならず、学外への広がりと同様性を呈しています。そこで本学では、学生生活全般に対応できる補償制度として、「学研災付帯学生生活総合保険」(付帯学総)への加入を強く推奨しています。

「付帯学総」は学研災では補償されない学内外におけるケガや病気の治療費用実費(健康保険等の自己負担分、新型インフルエンザを含む)を補償するほか、加害事故時の賠償責任補償(アルバイト中、課外活動中を含む)等、学生生活を24時間総合的に補償する内容であり、全国団体の割引適用により加入しやすくなっています。

ついては、学研災等では補償が不足すると思われる場合に、「学研災付帯学生生活総合保険」に任意で加入できますので、加入を希望する場合は、補償内容を入学手続き時に配付したパンフレットで確認の上、加入手続を行ってください。この保険は、複数の加入タイプから、加入者が選択できます。この保険の対象者は、学研災に加入している学生に限ります。

なお、学研災付帯学生生活総合保険の問合せは入学手続き時に配付したパンフレットを確認してください。

* 外国人留学生在がインバウンド付帯学総に加入する場合は不要です。

○法律で義務づけられている年金・保険

国民年金

国民年金は、国が責任をもって運営する社会保険制度のひとつで、20歳からの加入が義務づけられています。学生も例外ではありません(留学生を含む)。

なお、学生には、ほとんどの場合所得がなく、国民年金の保険料を本人が納めることは困難なので、社会人になってから保険料を納めることとした、学生納付特例制度があります。

この納付猶予の届出をしないままだと、将来の年金が減額されるほか、もし事故等にあつて障がいを負っても、障害年金は生涯支給されません。

加入等の手続きは、20歳の誕生日の前日に日本年金機構から「国民年金被保険者資格取得届書」が届くので必要事項を記入して市役所または近くの年

金事務所に提出してください。後日、年金手帳が届くので、大切に保管してください。

自動車損害賠償責任保険(自賠責保険)

自動車損害賠償保障法に基づき、すべての車両・バイクに加入が義務づけられている保険です。車検のないバイク、ミニバイク、スクーターは、うっかり期限切れになりがちです。自賠責保険証明書やステッカーで保険期間を確認してください。保険料は1年契約が基本で2～5年間までの長期契約による割引制度もあります。金沢大学生生活協同組合(<https://www.kindai-coop.jp/>)にてWebサイトで契約ができる保険代理店を紹介しています。

自転車損害賠償保険

金沢市では、「金沢市における自転車の安全な利用の促進に関する条例」で、自転車の利用者等に対し自転車損害賠償保険等の加入を義務づけています。ただし、火災保険や自動車保険・傷害保険の特約(個人賠償責任補償特約)・自転車の車体に付帯した保険(TSマーク)などでカバーされる場合は、新規に加入する必要はありません。なお、「(3) 学生賠償責任保険」(P77)に自転車損害賠償保険は含まれます。

また、石川県でも令和5年4月1日付けで「石川県自転車の安全で適正な利用及び活用の推進に関する条例」が施行され、令和6年4月1日から自転車損害賠償保険への加入が義務化となりました。

○学生生活を安心して送るための共済・保険

(1) 自動車任意保険

自動車任意保険は、「法律で義務づけられている保険 自賠責保険」だけでは賠償金額を払いきれない場合や対物賠償に備えて加入する保険です(ちなみに駐車許可証を申請する際には、任意保険の加入が必須)。

この保険に加入していないと、万一の事故の際に相手への賠償補償や自身の治療費・後遺障害により多大な経済的負担を被ることがあります。

万一の事故に備え、バイク等の場合も任意保険に必ず加入しましょう。金沢大学生生活協同組合(<https://www.kindai-coop.jp/>)にてWebサイトで契約ができる保険代理店を紹介しています。

先輩のつぶやきコラム³⁸

自賠償保険では人身事故による損害しか補償対象にならないので、「壁にぶつかってしまった」などの時の為に任意保険にも入っておきましょう。

(2) 学生総合共済

金沢大学生生活協同組合が取扱窓口となり、日本コープ共済生活協同組合連合会が引受する共済です。病気で入院・手術、ケガによる入院や手術・通院が保障の対象になります。

大学内はもちろんアルバイト中・旅行中(国内外)など大学外も含めた大学生の行動範囲の広さに対応した保障制度です。また、学生総合共済加入者専用24時間365日無料のからだとこころ・くらしの電話相談が利用できます。

詳しくは金沢大学生生活協同組合のWebサイトを確認ください。

先輩のつぶやきコラム³⁹

盲腸で入院したとき、学生総合共済に加入していたので、給付を受けることができました。いざという時に助かりますね。診断書の提出が求められる場合は、所定の様式を確認しましょう。

(3) 学生賠償責任保険

“自転車で他人にケガをさせてしまった”“アパートで水もれ事故を起こして階下の人の家財を汚してしまった”等で法的に賠償責任が発生した場合に保障される保険で、金沢大学生生活協同組合で加入手続きができます。自転車走行中の加害事故など日常生活中における賠償に備える「学生賠償責任保険」と、さらに、火災、水もれ等による家財の損害や貸主に対する借家人賠償責任等も保障される「学生賠償責任保険(一人暮らし特約あり)」があります。詳しくは金沢大学生生活協同組合のWebサイトを確認ください。

(4) 生協の学生生活110番

学生の様々な悩み、トラブルに対して相談や各種機関の窓口紹介などを、24時間365日提供しています。例えば、自転車やバイク・自動車のトラブル、住まいの水まわり・ガラス・カギのトラブルに対するトラブル出勤サポート(無料～会員特別価格)や、悪質商法などの相談や各種施設のご案内などの生活相談電話サポート(無料)が受けられます。

詳しくは金沢大学生生活協同組合のWebサイトを確認ください。

先輩のつぶやきコラム④⑩

自転車がパンクした時、その日のうちに、しかも1,000円で直してもらえました。ついでにカギの交換も無料でしてもらえたので、入っておくといざというときに役立ちます。

(5) ボランティア保険

安心してボランティア活動を行うためにボランティア活動保険に必ず加入しましょう。

万が一、ボランティア活動中に施設の備品を壊したり、施設利用者にケガをさせたり、または、自分自身がケガをした場合などに補償の対象となります。

窓口は石川県社会福祉協議会ボランティアセンター（電話076-234-1616）ならびに各市町社会福祉協議会にあります。

先輩のつぶやきコラム④⑪

近年、ボランティアを行う学生が増えているけど、ボランティアも安全な場所だけではないので、万が一のために、保険には必ず入っておこう!!

6. 奨学金・修学支援新制度

●奨学金

○奨学金制度

本学が取り扱う奨学金には、独立行政法人日本学生支援機構のものと、その他の各種団体(地方公共団体、民間育英団体など)のものがあります。

返還が必要な貸与型と返還不要の給付型の奨学金があり、いずれも奨学生となるには、学業成績が優秀で学資支弁が困難であるなどの条件があります。

○情報提供

奨学金関係のお知らせは原則、アカンサスポータルでの通知及びWebサイトでを行います。奨学金を希望する方やすでに奨学金を利用している方は、アカンサスポータルの通知及びWebサイトを定期的に確認してください。

○注意すべきこと

貸与型の奨学金を利用する場合、将来の返還を意識して、借り過ぎないように注意が必要です。

なお、貸与型・給付型いずれの奨学金も、学業成績が不振であったり必要な手続きを怠ったりすると、たとえ経済的な困窮度が高くとも「廃止(奨学生の身分喪失)」や「停止」の措置が取られます。

また、休学や留学する場合は原則、利用中の奨学金を「休止」しなければなりません(留学の場合は継続が認められる場合があります)ので、担当係に相談してください。

Webサイト 本学トップ>教育・学生支援・学生活動>経済的支援・各種奨学金>奨学金・各種給付・貸付等

<https://www.kanazawa-u.ac.jp/students/economic/scholarship>

【奨学金担当/外国人留学生を除く】

学務部学生支援課学生支援係(TEL:076-264-5170)

【奨学金担当/外国人留学生】

国際部留学企画課留学支援係(TEL:076-264-5294)

先輩のつぶやきコラム④

高校生の時は書類手続きなどを親や先生に頼りっぱなしではありませんでしたか？大学生となると、金銭面での重要書類も自分で責任を持って扱わなければなりませんよ…。

● 修学支援新制度

高等教育の修学支援新制度とは、「日本学生支援機構の給付奨学金」と「大学による入学科・授業料の減免」がセットになった国の経済支援制度です。対象は住民税非課税世帯及びそれに準ずる世帯並びに多子世帯の中間層の学生(日本国籍，法定特別永住者，永住者等又は永住の意思が認められる定住者)です。

募集時期は4月と10月の年2回です(家計急変事由の場合は随時)。修学支援新制度に申し込み、支援対象となった場合は、世帯の所得金額に基づく支援区分(第Ⅰ区分(全額)，第Ⅱ区分(2/3免除)，第Ⅲ区分(1/3免除)，第Ⅳ区分(1/4免除))に応じて入学科及び授業料を減免します。更に支援区分に応じた給付奨学金が支給されます。

Webサイト 本学トップ>教育・学生支援・学生活動>経済的支援・各種奨学金>修学支援新制度(学士課程学生対象)

https://www.kanazawa-u.ac.jp/students/economic/school_support

【修学支援新制度担当】

学務部学生支援課学生支援係 TEL：076-264-5164, 5170

Mail;stsiens@adm.kanazawa-u.ac.jp

● 本学独自奨学制度

学生の専門性や将来性を充実するため、本学は大学院進学を推奨しています。また、多様で体系的なキャリア形成に資するため、博士人材輩出枠、本学独自教育組織枠、人材育成・制度強化枠の3軸に沿って「本学独自奨学制度」を整備し、特に博士・博士後期課程まで手厚い経済的支援を行います。学士課程の早い段階から大学院進学を意識した学修を進めましょう。

Webサイト 本学トップ>教育・学生支援・学生活動>経済的支援・各種奨学金>金沢大学独自奨学制度

https://www.kanazawa-u.ac.jp/students/economic/special_support

※各奨学制度の担当は、上記Webサイトでご確認ください。

● 学生宿舎支援

本学には、学生留学生宿舎(先魁^{さきがけ} SAKIGAKE・北溟^{ほくめい} HOKUMEI)があります。

学生留学生宿舎は、国際交流を推進しグローバル人材を育成することを目的に、外国人留学生と日本人学生が一つのユニット(男女別)で生活するシェアハウス型の学生寄宿舎です。生活に必要な基本的な家具・家電を備えてあるほか、角間キャンパス内にあるため通学にとっても便利です。

Webサイト 本学トップ→検索「学生寄宿舎」

<https://www.kanazawa-u.ac.jp/students/livelihood/residence>

【学生留学生宿舎担当】

学務部学生支援課学生相談係 TEL：076-264-5166, 5167

Mail：gakuryo@adm.kanazawa-u.ac.jp

7. 性の多様性への理解

性は、生物学的性だけでなく、性的指向、性自認、性別表現(服装や髪型、言葉づかい等)を含めた4つの要素から構成される多様なものであり、このことを性の多様性といいます。

「LGBT」という言葉の広まりとともに、性的指向や性自認に関する社会的な認知が高まっています。具体的には、性的指向とは恋愛又は性愛がどの対象の性別に向くか向かないかを、性自認とは自己の性別についての認識のことを示します。性的指向や性自認は、人の意思や医療的処置によって変えることはできません。

「LGBT」とは、レズビアン(性自認が女性で女性を好きになる人)、ゲイ(性自認が男性で男性を好きになる人)、バイセクシュアル(両性を好きになる人)、トランスジェンダー(出生時の戸籍や出生届の性と性自認が一致しない人)の頭文字をとったものです。「LGBT」という言葉は、上記4つのあり方に限らない性的マイノリティの総称として用いられます。クエスチョニングやクィア、他のさまざまな認識としてプラスを加えてLGBTQ+とすることもあります。

「SOGI」(ソジ)は、性的指向(sexual orientation)と性自認(gender identity)の頭文字をとった略称です。SOGIは、特定の性的指向や性自認の人のみを対象とするカテゴリーではなく、すべての人が持つ2つの属性です。

すべての構成員が差別されず自らの能力を最大限に発揮できるよう、性の多様性への理解を深め、相互に属性・個性を尊重し合い、修学の妨げを取り除く等の取組を通じて、ダイバーシティにポジティブな大学を創りあげていきましょう。

本学では、令和4(2022)年度にダイバーシティ推進機構を設置し、LGBTQ+についての理解啓発・教育にも力を入れています。

本機構では、LGBTQ+の当事者や周囲の人の修学における課題や心配事を解消するため、本学での性の多様性に関する取組や対応をまとめた「LGBTQ+サポートガイド」を公表しています。また、LGBTQ+の当事者や周りの人たちが抱えるさまざまな悩みごと、性的自認や性的指向等に関する相談窓口を設置しています。詳細は、P21(LGBTQ+相談窓口)を確認してください。

■LGBTQ+サポートガイド

Webサイト 本学トップ→検索「LGBTQ+サポートガイド」

https://ipdi.w3.kanazawa-u.ac.jp/LGBTQ_supportguidebook/

8. ジョブ・カード

ジョブ・カードは、就活のみならず、就職後のキャリアアップや転職時にも役立ち、いずれ定年等により引退するまで継続的に活用することができます。

学校のカリキュラムで取り組んだことをはじめ、インターンシップやボランティア、課外活動などの活動歴、自身のパーソナリティや、将来の職業への展望（キャリア・ビジョン）などを、具体的かつ詳細に記入できるようになっています。項目を埋めていくだけで、自分の強み・弱みややりたいことを明確にでき、自己分析や就職活動時における自己PRなどに役立てることができます。

ジョブ・カードを作成することにより、自身の自己理解が深まりキャリア・プラン（適正・能力を踏まえた職業上の目標を達成するための具体的な行動計画）の検討をきめ細かく行うことができるようになりますので、ぜひ活用してください。

なお、ジョブ・カードの作成に当たって、キャリアコンサルティングを受けることにより、内容がより深まり、充実したジョブ・カードとすることができます。キャリア支援室では、ジョブ・カード作成に係る相談にも対応していますので利用してください。

また、厚生労働省のWebサイト『マイジョブ・カード』において作成することも可能です。

【参考Webサイト】

厚生労働省『マイジョブ・カード』

<https://www.job-card.mhlw.go.jp/guidance/student>

9. その他

修学に影響を及ぼす程の時間をアルバイトに費やすことは、大学生として好ましいことではありません。自分に適した職種を選び、学業との関係を十分に考えて、必要最小限にとどめてください(留学生には別の制限もあり)。

○学生アルバイト職種制限基準

金沢大学生活協同組合アルバイト求人情報提供サイト「シゴトバ」より

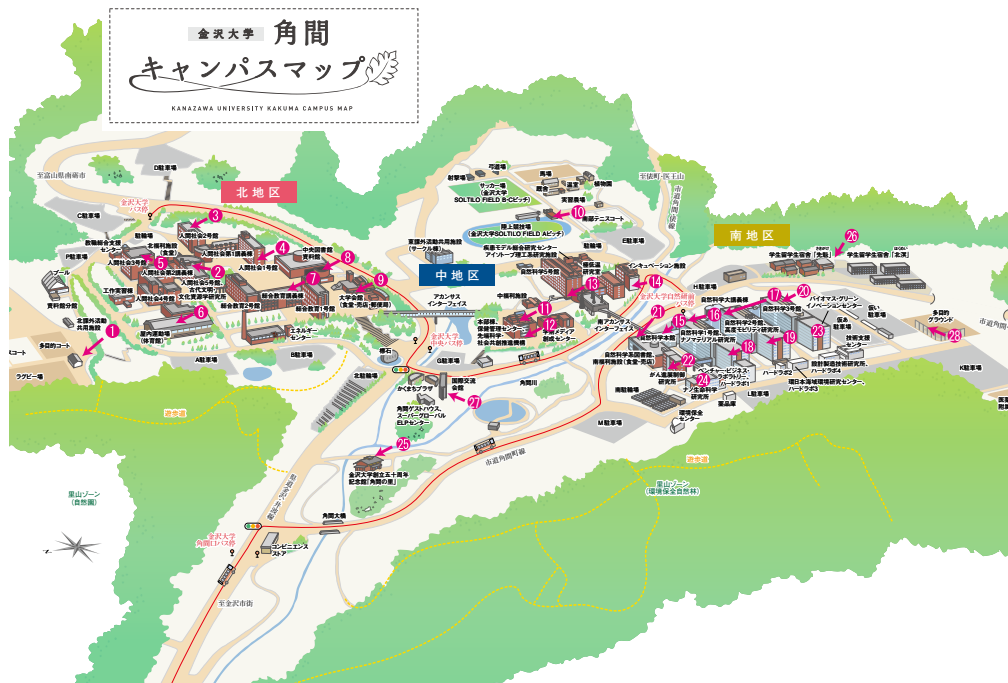
	具体例	理由及び参考事項
危険を伴うもの	1 プレス・ボール盤・旋盤・裁断機・草刈機等自動機械の操作	ボタン操作によるもので直接機械に手を触れないものは状況により可。
	2 高電圧、高圧ガス等危険物の取扱い及びその周辺での作業(助手言)	免許を必要とし、危険度が高い。
	3 自動車・単車等車両の運転	危険度も高く、又事故を起こした場合の経済的・精神的負担が重過ぎ、刑事責任まで負う事になる。
	4 路線内や交通頻繁な路上での作業	交通規制が行われ、危険がなければ可。
	5 土木・水道工事等の現場作業	補助作業は安全度を確認し、状況により可。
	6 建築中の現場作業・建物倒壊、残材片付作業	内装工事は可。
	7 2m以上での高所での作業(ガラス拭き、器具取付など)	落下物・転落等の危険度が高い。
	8 警備員・宿直・交通整理	警備会社以外の直接雇用によるもので、会場整理・誘導・受付等は状況により可。(警備会社の場合は警備業法の関連もあり不可)
人体に有害	1 農薬・劇薬等有害な薬物の取扱	準備・手洗いは可。
	2 特に高温・低温度の作業	
	3 塵埃・粉末・有毒ガス、騒音等の著しい中での作業	健康上、人体に有害と考えられる。
	4 薬品等の臨床人体実験	
法令に違反するもの	1 労働争議に介入する恐れのあるもの	職業安定法第20条参照。
	2 営利職業斡旋業者への仲介斡旋、無許可の人材派遣業者許可番号を明示しない人材派遣業者への斡旋	職業安定法の趣旨(雇用関係の成立の斡旋)、ならびに人材派遣業法の趣旨に反する。
	3 マルチ・ネズミ講商法に関するもの	無限連鎖講の防止に関する法律参照。
	4 最低保証のない出来高払い	労働基準法第27条参照。
	5 違約金、損害賠償を予定するもの	労働基準法第16条参照。

法令に違反するもの	6	募集・採用の対象を男性のみ女性のみとするもの	男女雇用機会均等法第5条参照。
	7	募集・採用の人数を男女別に設定するもの	男女雇用機会均等法第5条参照。
	8	募集・採用にあたり、異なる条件を付するもの	同上
教育的に好ましくない	1	無許可の街角でのチラシ配り、ポスター貼り	内容に問題がなく、許可があるものは可。
	2	不特定多数を対象とした街頭や訪問による調査・内容に問題のある調査	相手側へ押し付ける事が多く、トラブルの原因となりやすい。
	3	訪問販売・勧誘・専門に行う集金	
	4	競馬・競輪等ギャンブル場内での開催中の現場作業	
	5	バー・キャバレー・パチンコ等風俗営業、風俗関連営業等の現場作業	深夜酒類提供店も含む。
	6	1週間以上にわたる深夜作業	健康を害する恐れがある。
	7	選挙の応援に関する一切の業務	公職選挙法に触れる場合が多い。特定の政党や候補者を応援する事は望ましくない。
	8	プライバシーに関する調査	
	9	露天・屋台等の売り子	店舗が固定していない。
	10	金融ローン・クレジットに関する信用調査、返済督促	
望ましくない求人	1	人命にかかわることが予想される業務	水泳指導員・監視員・ベビーシッター等。
	2	労働条件が不明確なもの	賃金、時間、場所、労働内容、支払い方法等に関する事が明示されていないもの。
	3	人員の限定を条件とするもの	例えば10人中1人でも欠けると他の9人を不採用とするようなもの。
	4	学生を紹介しても、正当な理由なく採用されることがしばしば繰り返されるもの	
	5	登録制のもの	雇用が不安定で有料のものもある。
	6	学習塾の講師で、経営実績が1年未満のもの、学生に不利益な契約をもとめるもの	
	7	家庭教師を派遣する事業所への紹介	
	8	就労中の事故に対し、学生に負担を負わせるもの	
	9	その他、特に好ましくないものと判断されるもの	例えば、アルバイト生だけの順番取り。

先輩のつぶやきコラム④

アルバイトについては、法律などもよく確認しておきましょう。アルバイト先を選ぶとき、ついつい時給にばかり目を奪われがちですが、勤務可能時間や、交通手当等労働条件もちゃんとチェックしましょう。私のアルバイト先では、時給が低い代わりにまかないとして無料で料理を食べることができ、交通手当も給料に上乗せされていました。

AED・ストレッチャー設置マップ

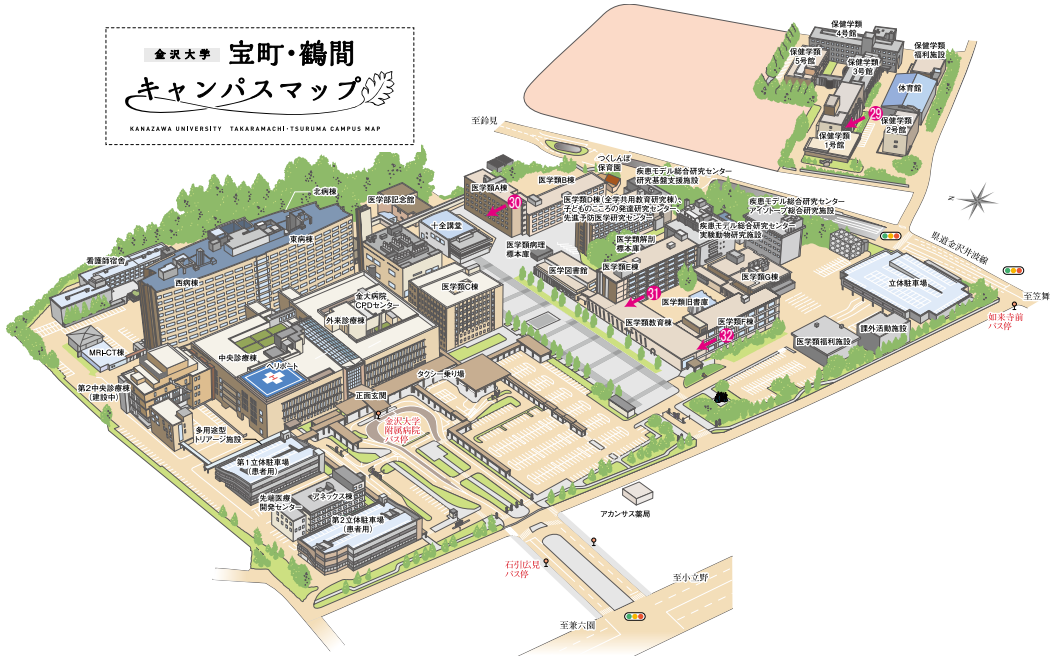


	設置場所	AED	ストレッチャー	車椅子	担架	レスキューシート
北地区	① ラグビー場	●				
	② 人間社会第2講義棟 1F玄関	●				
	③ 人間社会2号館 2F	●		●	●	
	④ 人間社会1号館 1F玄関	●				
	⑤ 人間社会3号館 1F 管理事務室	●				
	⑥ 体育館 1F	●		●	●	
	⑦ 総合教育講義棟 2F	●		●	●	
	⑧ 中央図書館 2F	●				
	⑨ 大学会館 2F事務室前	●				
	⑩ 陸上競技場	●				
中地区	⑪ 本部棟 2F学務部 ロビー	●		●		
	⑫ 本部棟 1F保健管理センター	●		●	●	●
	⑬ 自然科学5号館 1F	●		●	●	
	⑭ インキュベーション施設 1Fロビー	●				

	設置場所	AED	ストレッチャー	車椅子	担架	レスキューシート
南地区	⑮ 自然科学本館 G2F事務室	●		●		●
	⑯ 自然科学本館 G2F保健管理センター南分室	●	●	●		
	⑰ 自然科学本館 1Fワークショップ(2)前	●		●	●	●
	⑱ 自然科学1号館 2FBC7ブロックエレベーター前	●	●	●		●
	⑲ 自然科学2号館 2FBC7ブロックエレベーター前	●	●	●		●
	⑳ 自然科学3号館 2FBC7ブロックエレベーター前	●	●	●		●
	㉑ 自然科学系図書館	●				●
	㉒ がん進展制御研究所	●		●		
	㉓ バイオマス・グリーンイノベーションセンター1F	●				
	㉔ ナノ生命科学研究所	●				
	㉕ 創立五十周年記念館(角間の里)1F研修室	●				●
	㉖ 学生・留学生宿舍	●				
	㉗ 国際交流会館 1F	●				
㉘ 多目的グラウンド	●					

金沢大学 宝町・鶴間
キャンパスマップ

KANZAWA UNIVERSITY TAKAMACHI-TSURUMA CAMPUS MAP



設置場所		AED	ストレッチャー	車椅子	担架	レスキューシート
宝町	29 保健学類1号館 1F	●		●	●	●
	30 医学類A棟 1F階段横	●		● (B棟玄関)		●
鶴間	31 医学類教育棟 1F廊下	●				●
	32 医学類F棟 1F保健管理センター宝町分室				●	●

○バリアフリートイレ設置場所一覧

2024.1.1 現在

団地名	建物名称	階数	着替え台の有無
角間Ⅰ	人間社会第1講義棟	1	有
	人間社会3号館	1	有
	総合教育講義棟	2	有
	総合教育講義棟	3	—
	総合教育講義棟	4	—
	総合教育講義棟	5	—
	北福利施設	1	有
	屋内運動場	1	有
	中央図書館・資料館	2	有
	学生会館	1	有
	学生会館	2	有
	かくまちプラザ	1	有
	本部棟	2	有
	学術メディア創成センター	1	有
	自然科学5号館A	3	—
	自然科学5号館B	1	有
	インキュベーション施設	1	有
角間Ⅱ	自然科学1号館	1	有
	自然科学2号館	1	有
	自然科学3号館	1	有
	バイオマス・グリーンイノベーションセンター	1	有
	バイオマス・グリーンイノベーションセンター	2	有
	バイオマス・グリーンイノベーションセンター	3	有
	バイオマス・グリーンイノベーションセンター	4	有
	バイオマス・グリーンイノベーションセンター	5	有
	バイオマス・グリーンイノベーションセンター	6	有
	バイオマス・グリーンイノベーションセンター	7	有
	自然科学本館	G2	有
	自然科学本館	1(男)	—
	自然科学本館	1(女)	—
	自然科学本館	2(男)	—
	自然科学本館	2(女)	—
	自然科学本館	3(男)	—
	自然科学本館	3(女)	—
	自然科学大講義棟	1(女)	有
	自然科学大講義棟	1(男)	—
	自然科学系図書館・南福利施設	G2	有
	自然科学系図書館・南福利施設	1	—
自然科学系図書館・南福利施設	2	—	
がん進展制御研究所	2(女)	有	
がん進展制御研究所	2(男)	—	
ナノ生命科学研究所	G1	—	
ナノ生命科学研究所	1	—	

団地名	建物名称	階数	着替え台の有無
角間Ⅱ	ナノ生命科学研究所	2	有
	ナノ生命科学研究所	3	－
	ナノ生命科学研究所	4	－
	ベンチャー・ビジネスラボラトリー	3	有
	角間の里(創立50周年記念館)	1	－
	ハードラボ3	1	－
	ハードラボ4	1	－
宝町	医学類A棟	1	－
	医学類E棟	2	－
	医学類F棟	B1	－
	医学類F棟	1	有
	医学類F棟	2	－
	医学図書館	1(北)	有
	医学図書館	1(南)	－
	医学図書館	2	－
	十全講堂	1	有
	医学部記念館	1	有
	医学類C棟	1	有
	全学共用教育研究棟	1	有
	医学類福祉施設棟	1	有
鶴間	保健学類1号館	1	－
	保健学類1号館	2	－
	保健学類2号館	1	－
	保健学類2号館	2	－
	保健学類2号館	3	－
	保健学類2号館	3	－
	保健学類4号館	1	有
	保健学類4号館	3	－
	保健学類5号館	2	有
	保健学類福祉施設	1	有
	保健学類体育館	1	有
東兼六	特別支援学校校舎	1	有
	特別支援学校体育館	1	有
平和町	附属小学校	1	有
	附属中学校	1	有
	附属高校	1, 2, 3	無

○オールジェンダートイレ設置場所一覧

2024.1.1現在

団地名	建物名称	階数
角間Ⅰ	人間社会1号館	地階
角間Ⅱ	バイオマス・グリーンイノベーションセンター	1

編集委員(記載の学年は編集時のもの)

- ◎ 学生生活委員会委員長 森本章治
国際基幹教育院 小高敬寛
国際機構 BITTMANN HEIKO
保健管理センター 馬場絢子
学務部学生支援課 安田純子
学生クルー 城下理彩子(人文学類4年)
中嶋 愛(薬学類2年)

◎印は、編集委員長

きいつけ まつし

発 行

令和 6 (2024) 年 4 月

金沢大学教育企画会議学生生活委員会

事務局：金沢大学学務部

〒920-1192 金沢市角間町

電 話：076-264-5168(学生支援課学生相談係)

Eメール：soudan@adm.kanazawa-u.ac.jp

お願い：

金沢大学における学生生活が順調に行くように、この資料を作成しました。後輩たちのために、より利用し易いようにするため、皆さんの感想・質問・意見をメール等で学務部までお寄せください。

なお、この資料は令和 6 (2024) 年度入学者の、共通教育科目「大学・社会生活論」の授業において参考書として使用する予定です。

先輩のつぶやきコラム④

大学生としての時間は本当にあっという間に終わります。なので、何かしようと思ったらすぐに行動してください。思い立ったが吉日!!

予
防
接
種
等
証
明
書
貼
付
欄

<令和7(2025)年度版のイラスト募集>

「きいつけまっし」表紙のイラストを募集します!!!

令和7(2025)年度版の表紙をここに大々的に公募をします。ぜひ以下に沿って応募してください。

採用された方には副賞として大学生活で役に立つ品々!?!を贈呈いたします!!(何かは決まってませんが…)

皆様からの多数のご応募お待ちしております!

★**応募資格**：個人・団体を問いません。本学学生又は職員でしたらOKです。
なお、応募者の所属・氏名は公表し、著作物は本学が無償で使用します。

★**イメージ**：「きいつけまっし」は入学者に対して、大学生活全般に関する諸注意を喚起する冊子ですので、その内容にあったイラストをイメージしてください。

★**サイズ**：表紙の写真の大きさ(縦15cm×横15cm)ないしA5版

★**記入すべき文言**：

表紙に記載されているすべての文言(年号は令和7(2025)年度版としてください。)

★**締切日**：令和6(2024)年9月30日(月)

応募データを学生支援課学生相談係

(soudan@adm.kanazawa-u.ac.jp)まで送付してください。



予防接種記録票

名称		回数	実施年月日	実施医療機関	メーカー	ロット番号
定期 一類 疾病 予防 接種	DTaP 3種混合 D (ジフテリア) T (破傷風) aP (百日咳)	I期	1			
			2			
			3			
			4			
		II期	5			
	BCG					
	麻疹・風疹 (混合)	1				
		2				
	日本脳炎	I期	1			
			2			
3						
II期		4				
任意 接種	生ポリオ (OPV)	1				
		2				
	水痘	1				
		2				
	流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ)	1				
		2				
	B型肝炎	1				
		2				
		3				
	A型肝炎	1				
		2				
		3				
	インフルエンザ					
ツベルクリン反応						

☆学内の緊急連絡先（事件・事故・病気・盗難・不審者等）

平日昼間（8：30～17：00）

各学類等の担当係、保健管理センター（下記参照）

学類名等		電話番号	学類名等	電話番号
基幹教育学務係 （総合教育部）		076-264-5758	医薬保健総合研究科	医学系専攻 076-265-2121
融合学域 （全学類）		076-264-5910		薬学系専攻 076-234-6827
人間社会学域 （全学類）		076-264-5603		保健学系専攻 076-265-2515
理工学域 （全学類）		076-234-6818	先進予防医学科	076-265-2121
医薬保健学域	医学類	076-265-2125	新学術創成研究科	076-264-5971
	薬学類	076-234-6827	法学研究科	076-264-5455
	医薬科学類	076-234-6987	教職実践研究科	076-264-5455
	保健学類	076-265-2515	養護教諭特別科	076-264-5603
人間社会環境研究科		076-264-5455	保健管理センター	本部棟 076-264-5255
自然科学研究科		076-234-6818		自然科学本館 076-234-6803
				宝町 076-265-2133

夜間・休日等

★角間キャンパス中央監視室 076-264-6295

あくまで緊急用です!!事件・事故・病気・盗難・不審者以外は平日昼間(上記)に連絡してください。

★110番, 119番通報が必要な緊急時は学生が直接連絡しても構いません。

ただし, その後直ちに上記の中央監視室へ連絡してください。

☆学外の相談機関

機関名	電話番号	機関名	電話番号
石川県こころの健康センター	076-238-5750	パープルサポートいしかわ	#8891 076-223-8955
こころの相談ダイヤル	076-237-2700		
石川県発達障害支援センター	076-238-5557	消費生活相談	076-255-2120
警察安全相談窓口	#9110(携帯可) 076-225-9110	県交通事故相談コーナー	076-225-1690
		女性なんでも相談室	076-231-7331
性被害110番	#8103(携帯可) 076-225-0281	みんなの人権110番	0570-003-110
		金沢こころの電話	076-222-7556
		よりそいホットライン	0120-279-338

・学生生活無料健康相談テレホン(学生総合共済加入者対象)電話番号は共済証書に同封の「共済+保険HANDBOOK」に記載